

平成 29 年

奥州金ヶ崎行政事務組合議会会議録

第 1 回定例会 2 月 10 日招集

奥州金ヶ崎行政事務組合議会

平成 29 年第 1 回
奥州金ヶ崎行政事務組合議会
定例会会議録

平成29年第1回奥州金ケ崎行政事務組合議会定例会会議録

議事日程第1号

平成29年2月10日（金）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 平成29年度奥州金ケ崎行政事務組合施政方針（管理者演述）
- 第5 平成29年度奥州金ケ崎行政事務組合施政方針演述に対する質問
- 第6 一般質問
- 第7 議案第1号 奥州金ケ崎行政事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第8 議案第2号 平成28年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第5号）
- 第9 議案第3号 平成28年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正
予算（第3号）
- 第10 議案第4号 平成29年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計予算
- 第11 議案第5号 平成29年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計予算
~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 平成29年度奥州金ケ崎行政事務組合施政方針（管理者演述）
- 第5 平成29年度奥州金ケ崎行政事務組合施政方針演述に対する質問
- 第6 一般質問
- 第7 議案第1号 奥州金ケ崎行政事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第8 議案第2号 平成28年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第5号）
- 第9 議案第3号 平成28年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正  
予算（第3号）
- 第10 議案第4号 平成29年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計予算
- 第11 議案第5号 平成29年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計予算  
~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

出席議員（13名）

議長 渡辺 忠君
1番 千葉 敦君

2 番 廣 野 富 男 君
 3 番 及 川 佐 君
 4 番 菅 原 圭 子 君
 5 番 有 住 修 君
 6 番 高 橋 政 一 君
 7 番 阿 部 加代子 君
 8 番 中 澤 俊 明 君
 9 番 今 野 裕 文 君
 10 番 千 葉 正 男 君
 11 番 内 田 和 良 君
 12 番 千 葉 和 美 君

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~  
 欠席議員（なし）

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~  
 説明のための出席者

| | | |
|-----------|------------------|-----------|
| 管 理 者 | 奥 州 市 長 | 小 沢 昌 記 君 |
| 副 管 理 者 | 金 ヶ 崎 町 長 | 高 橋 由 一 君 |
| 副 管 理 者 | 奥州市副市長 | 江 口 友 之 君 |
| 監 査 委 員 | | 朝 倉 栄 君 |
| 事 務 局 長 | | 渡 辺 和 也 君 |
| 企画総務課長 | | 鈴 木 敏 郎 君 |
| 施設管理課長 | | 菅 原 優 君 |
| 会計管理者 | 兼 出 納 室 長 | 安 倍 副 君 |
| 施設管理課主幹 | | 志 村 幸 弘 君 |
| 消 防 長 | | 阿 部 保 之 君 |
| 消 防 次 長 | 兼 予 防 課 長 | 千 田 光 男 君 |
| 消防総務課長 | | 小野寺 和 則 君 |
| 消防救急課長 | | 菊 池 亮 君 |
| 水沢消防署長 | | 平 裕 司 君 |
| 消防救急課主幹 | 兼通信指令室長 | 宮 本 茂利義 君 |
| 消防救急課主幹 | 兼危機管理室長 | 及 川 一 彦 君 |
| 企 画 総 務 課 | 課長補佐兼企画係長兼介護医療係長 | 菊 地 耕 也 君 |
| 企 画 総 務 課 | 課長補佐兼財政係長 | 松 田 好 正 君 |
| 施 設 管 理 課 | 課 長 補 佐 | 岩 淵 充 君 |
| 施 設 管 理 課 | 課長補佐兼水質保全係長 | 千 葉 美 隆 君 |

| | | |
|-------|-----------|-------|
| 施設管理課 | 課長補佐 | 高橋陸朗君 |
| 消防総務課 | 課長補佐兼人事係長 | 志和純君 |
| 消防救急課 | 課長補佐兼救急係長 | 橘山義孝君 |
| 企画総務課 | 副主幹兼総務係長 | 馬場隆君 |
| 施設管理課 | 副主幹兼管理係長 | 藤原文司君 |
| 施設管理課 | 浄水係長 | 菅原敏幸君 |



議 事

午前10時 開議

○議長（渡辺忠君） これより平成29年第1回奥州金ケ崎行政事務組合議会定例会を開会いたします。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第1号をもって進めます。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、議長において、1番千葉敦議員、2番廣野富男議員の2名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、お手元に配付しました予定表のとおり本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りと決しました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査報告はお手元に印刷配付のとおりであります。これに対し質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 質問なしと認めます。

なお、今期定例会に提出のため管理者より議案5件の送付を受けております。

これをもって報告を終わります。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第4、平成29年度奥州金ケ崎行政事務組合施政方針（管理者演述）を行います。

管理者より発言の許可を求められておりますので、これを許可いたします。

小沢管理者。

〔管理者小沢昌記君登壇〕

○管理者（小沢昌記君） 本日ここに、平成29年第1回奥州金ケ崎行政事務組合定例会の開会に当たり、平成29年度の行政運営の基本方針及び主要な施策について所信の一端を申し上げ、議員各位並びに地域住民皆様のご理解とご協力をお願いするものでございます。

奥州市、金ケ崎町の住民生活にとって欠かすことのできない社会生活基盤である業務を担っている当組合に求められている役割は、施設の安全確立と地域住民の皆様にご信頼される業務執行であります。

平成29年度は、より安全で安定的、効率的な業務執行となる基盤の整備に着手し、将来にわたって地域住民と共存する一部事務組合として持続可能な体制を確立するため、着実な業務推進を図っていく所存であります。

平成29年度の一般会計予算は、新たな行政需要に的確に対応しつつ、経費の節減を行い、予算総額は30億9,432万円で、前年度と比較し2,006万6,000円の減となりました。

今年度も、積極的な事業展開を実施していくこととしており、ごみ焼却施設長寿命化事業の推進、消防力整備計画に基づく基盤整備などを図り地域住民の社会生活基盤の整備を着実に進めてまいります。

また、懸案となっておりました農林業系廃棄物の焼却処理につきましては、本年度をもって処理が完了する見通しとなり、加えて奥州市内の側溝土砂及び金ヶ崎町内の薪ストーブ灰の処理についても、関係各位の特段のご理解のもと処理の道筋がつけられたことは、平穏な暮らしを取り戻す大きな一歩と考えているところでございます。

以下、広域行政として当組合が平成29年度に重点的に取り組む施策について申し述べます。

初めに胆江地区衛生センターにおける取り組みであります。

昭和37年からここ水沢の仙人地区でし尿・ごみ処理事業をスタートして以来、宅地化が進む中で50年以上にわたって衛生センターの事業を継続できたのは、ひとえに地域住民皆様方の特段のご理解とご協力の賜物と心から感謝申し上げます。

誰しもが喜んで操業を希望する類いの施設でないだけに、広域行政の中核を担う施設の意義を深くご理解いただき、その都度、さまざまな課題に対する真摯な議論を地域の方々と重ねてきた結果としての今日があることを改めて肝に銘じ、引き続き衛生センターの安全確保に努力してまいります。

また、ごみ焼却施設の長寿命化工事が竣工しますと、引き続きこの場所で15年程度の稼働を予定していることから、今後は、胆江地区衛生センター各施設のあるべき将来像についても併せて検討を始めてまいります。

衛生センターの中核をなすごみ焼却施設であります。平成28年度に策定した「胆江地区衛生センターごみ焼却施設長寿命化総合計画」に基づき、本年度はいよいよその基幹的設備の改良工事に着手いたします。

工事のため平成30年2月以降は片炉のみの運転となることから、ごみの受け入れ処理が滞らぬよう平成29年においては定期整備工事の範囲を例年以上に拡大し、施設の安全稼働に万全を期してまいります。

工事期間となる今後4カ年は安全第一で施工監理していくことはもとより、工事用車両の増加による騒音、粉じんなど、周辺地域の方々の暮らしに十分に配慮しながら進めてまいります。

最終処分場につきましては、焼却灰などに含まれる放射性物質の溶出防止を図るため、ベントナイト系遮水シートなどを用いながら引き続き施設の安全確保に努めてまいります。

また、平成28年度から開始予定の奥州市側溝土砂並びに金ヶ崎町の薪ストーブ灰の埋め立て処分に伴い、地域住民の皆様の安心を向上させるため、放射線量の定点観測を土日祝日を除き毎日実施しその結果を適切に公表してまいります。

広域火葬場及び広域交流センターにつきましては施設管理受託者との濃密な意思疎通を図り、より適切な施設の維持管理を行うとともに、住民の皆様が安心して心地よく利用できる施設の運営に努めてまいります。

次に広域行政の2つ目の柱となる介護医療等の取り組みについてであります。

初めに、介護認定審査判定業務につきましては、構成市町と緊密な連携を図りながら迅速・公正かつ適正に業務を遂行し、介護サービスを必要とする方々及びその家族の皆様の日常生活を支えていけるよう努めてまいります。とりわけ、平成29年度からは金ヶ崎町に続いて奥州市においても「介護予防・日常生活支援総合事業」がスタートする年であり、円滑な認定審査事務を進めてまいります。

次に、診療所の運営につきましては、胆江管内における夜間や休日の初期救急医療の確保のため、引き続き奥州医師会のご協力を得ながら、休日、夜間診療所の運営に万全を期してまいります。

次に、広域行政の3つ目の柱となる消防業務についてであります。

平成28年に平成32年度を最終年度とする消防力整備計画後期計画を策定いたしました。計画の柱として、防火による焼死者ゼロ、救命の連鎖強化による救命率向上、広域連携体制の強化などの目標を掲げ、そのために必要な消防機動力の整備を予定しております。

とりわけ、平成28年6月から運用を開始した盛岡、北上との消防指令業務の共同運用につきましては、高機能消防通信指令システムの導入によって災害への効率的な消防活動が可能となるほか、維持管理経費の節減や効率的な指令業務職員の配置など、共同化によるメリットを生かした運用を継続してまいります。

次に、火災予防の業務につきましては、平成28年3月期には火災が多発いたしましたが、「火災ゼロ」をスローガンにその後の広報活動などを強化したことにより9月期には火災ゼロを達成いたしました。引き続き広報活動などを強化するとともに、出火原因に対応したきめ細かな火災予防活動を展開し、火災件数の減少に向けた取り組みを強く進めてまいります。

また、住宅火災による死者の発生をなくすため、引き続き住宅用火災警報器の普及を促すとともに、設置義務化から10年が経過し、既存警報器の取りかえの時期を迎えていることから、機器の交換などの適切な維持管理について住民周知を図ります。特に、ひとり暮らしの高齢者世帯につきましては、関係機関と連携のもと、火災予防の啓発に努めてまいります。さらに、防火対象物・危険物施設に対しては、査察計画に基づき立入検査を執行し、火災予防及び事故防止に努めてまいります。

次に、救急業務につきましては、高齢化社会の進展に伴う救急需要と高度化する病院前救護を円滑に実施するため、救急救命士の養成と救急隊員の育成並びに技術の向上に努めてま

います。

また、さまざまな機会を捉えて救命講習会を実施し、1世帯に1人のバイスタンダーの養成を図るとともに、救命サポーターステーション認定事業所を拡大することで、「救命の連鎖」を強固なものとし、救命率向上につなげてまいります。

昨年の熊本地震や本県の台風10号災害などに見られるように、県内外で想定外の大規模で広域に及ぶ災害が発生しておりますが、これらの災害に機敏に対応できるよう県内応援、緊急消防援助隊の出動態勢に万全を期してまいります。なお、近い将来発生が懸念される首都直下地震や南海トラフ地震の備えとして緊急消防援助隊を1隊ふやす予定としております。受援体制につきましても、県と情報の共有化を図り対応してまいります。

また、水難事故対応につきましては水難救助隊員の養成を、山岳遭難事故対応につきましては山岳遭難救助訓練を実施し、職員の事故対応能力の向上を図ってまいります。

以上のような消防業務を円滑かつ迅速、確実に遂行していくために、消防機動力の整備は不可欠となっております。

昨年度の江刺東分遣所の設置により、江刺区東部地域では救急現場までの到着時間が半減し、いち早く救命措置を施すことが可能となりました。本年度は、引き続き江刺消防署の消防ポンプ自動車と救急自動車を更新するとともに、水沢消防署庁舎の女性用トイレなどを整備し、女性消防吏員の活躍を後押しできる職場環境の改善整備を進め、災害や救急事案への迅速確実な対応によって、地域の安全安心の向上に努めてまいります。

広域行政の4つ目の柱となる胆江広域水道用水供給事業につきましては、本格供給の開始から4年目を迎え広域水道として重要な役割を担っており、住民の皆様の日常生活に欠かすことのできないライフラインであることを再確認し、水道施設の適切な維持管理を行い、健全経営のもと、安全で安心な水道用水の安定供給に万全を期してまいります。

また、平成29年度からの3カ年の用水供給料金につきましては、現行料金に据え置くこととしたことものの、料金改定の経過で明らかになった課題を解決する道筋をつけるため、経営アドバイザーの経営診断などの助言も得ながら、検討委員会を立ち上げ経営改善と健全化に努めてまいります。

以上、平成29年度の組合の基本方針と施策の主なものを申し述べました。

当組合の事業展開は、構成市町の分担金によってその運営が賄われており、負担すべき構成市町が、急激に進む高齢化と人口減少によって財政の縮小と硬直化が進んでいる中で、これまで以上に組合職員が創意と工夫を凝らし、業務を進めることが必要となっております。

当組合では、平成28年度から「人事評価制度」に取り組んでおり、職員の能力開発と人材育成によって組織全体の力を高めることとしております。

こうした取り組みを行いながら、事務職員並びに消防吏員が個々の能力並びに資質を向上させることで創意と工夫を凝らし、最少の経費で最大の効果が得られるよう、職員の英知を結集し、住民皆様の期待と信頼に応えるべく渾身の力を注ぎ取り組んでまいります。

最後に、議員各位並びに構成市町の住民皆様の力強いご支援、ご協力を心からお願い申し上げまして、私の施政方針といたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第5、平成29年度奥州金ヶ崎行政事務組合施政方針演述に対する質問を行います。

順次質問を許します。

7番阿部加代子議員。

○7番（阿部加代子君） 施政方針演述の中の2ページでございます。「誰しものが喜んで操業を希望する類いの施設ではないだけに、広域行政の中核を担う施設の意義を深くご理解いただき、その都度、さまざまな課題に対する真摯な議論を地域の方々と重ねてきた結果としての今日があることを改めて肝に銘じ、引き続き衛生センターの安全確保に努力してまいります」というところがございます。地元仙人地域の皆様には重ねて当施設を置かせていただいていることに感謝を申し上げる次第でございます。

そこで、平成28年11月25日に仙人地区環境対策協議会の会長であります青木様から、ごみ焼却施設長寿命化事業にかかわる要望についてということで要望書が出されておりました、4点ほど項目を挙げられまして要望されております。これらの仙人地域の皆様、本当に日ごろから清掃活動等を通してながら、地域の環境整備にも努めていただいているようでございます。その皆様から出されたこれらの要望に対して、管理者は新年度どのように対策を講じられるのか、お伺いをしたいというふうに思います。

○議長（渡辺忠君） 小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） 過日の全員協議会の部分でお配りしたその要望書については、議員各位にご配付申し上げ、ご確認をいただいたということで、要望の内容といたしましては私どものみならず議会の皆様もご承知だということでありまして、私とすれば、どれも射た内容であるというふうに理解しておりますので、でき得る限りその要望に沿うような形で対応していくよう事務方に指示をしたところでございます。今後の考え方については、さようございますが、具体の部分につきましては事務局長よりご答弁を申し上げます。

○議長（渡辺忠君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺和也君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

今回いただきました要望は、議員ご指摘のとおり大きく4つの分野に分かれております。1つは、ごみ焼却施設の長寿運用について、それから2つ目は発電設備の新設について、3つ目は胆江地区衛生センター周辺の環境整備について、4つ目は胆江地区衛生センター更新計画についてということで、大きく4つの分野でご要望が出されておるところでございます。私どもの考え方は、ただいま管理者が申しあげましたように、とにかく地元の皆様方と真摯な議論を一つ一つ積み重ねていく中で、こうしたさまざまな課題をこれまでも解決をいたしましたし、また今後もそういう姿勢を基本として臨んでいきたいというふうに考えてお

るところでございます。

ごみ焼却施設の長寿運用について、また発電設備の新設等々につきましては、現在これらの関わるさまざまな最終発注仕様書等々において、必要な内容はその仕様書の中に盛り込んでいきたいと思っておりますし、特に発電設備の新設に関しましては騒音対策の確立という項目も入っておりますので、これらは工事が始まります前に現状での騒音の状況など現状把握をした上で、そうした対策をしっかりと講じていくように、そういった情報も地域の皆様方にご説明を申し上げながら取り組んでまいりたいと考えております。

それから、胆江地区衛生センター周辺の環境整備という部分につきましては、とりわけ広域交流センターの、ふれあいセンターの経年劣化対策の充実という項目も出されておりますので、こういった点、今後のいわゆる交流センターの利用者増ということにもつながってこようかと思っておりますので、この点についても十分意を用いていきたいと考えております。

また、4つ目の衛生センターの更新計画につきましては、これまでとかくこうした施設の更新計画というのは、その場になって初めて動き出していくというふうな傾向がなきにしもあらずでございましたので、これらはなるべく早い段階でこうした長寿命化計画をつくり、その素案の段階から地域の方々とさまざまなお話し合いを深めていくという取り組みを強めていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 7番阿部加代子議員。

○7番（阿部加代子君） ありがとうございます。当初、ここの施設が建設をされるときにさまざまな地域の皆様からご要望があった中に、例えば北側の水路の整備というところでは、組合の分は終わっているということでございますけれども、組合の分以外の奥州市、また胆沢平野土地改良区さんのほうの水路に関するところは、まだまだ手がつけられずにいるところでもございます。ここは、組合側が主導になって主導していただきながら、その辺のお話し合いも進めていただき、当施設を当初こちらに置いていただいたときのお願い事、要望をしっかり叶えていただきたいというふうに思いますけれども、その点について。

それから、発電機の新設でございますけれども、騒音対策の確立というところでありませうけれども、騒音のみならず、今回の発電設備は振動、本当に体にどう感じるか、わからないくらいの振動ですけれども、それが多く、微動な振動があるそうでございますので、その辺の対策等もぜひお願いをしたいのかなというふうに思います。この2点についてお伺いして終わります。

○議長（渡辺忠君） 小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） 発電施設にかかわる分の問題点、問題解消につきましては、事務局長のほうからご答弁をいたさせます。

前段の分の水路の部分については、既に胆沢平野土地改良区様とも協議をし、29年度の奥州市の一般会計予算に設計費用という形になるのだったかな、いずれそれにかかわる費用を

計上しようということで今話を進めているということでございまして、これは青木会長初め、きょうも傍聴いただいている皆様方からの随分時間たってしまったというふうなことも含めて我々も真摯に受けとめて、すべき部分については、これは、きょうは組合の議会でございますが、奥州市の対応としてしていくべきものというふうなことで、きょうは管理者でありますけれども、同時に市長である私とすれば、そういうふうな認識をしているということでございます。

○議長（渡辺忠君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺和也君） 私のほうからは、発電機にかかわる、いわゆる微弱な振動対策についても十分意を用いるようにというご指摘だったと思っております。ご指摘のとおり、この点についても十分に工事の前と工事の後について、そうした状況をしっかりと調査し把握しながら、必要な情報を地域の方々にも開示をしてみたいと考えております。

○議長（渡辺忠君） 3番及川佐議員。

○3番（及川佐君） 用水供給料金の問題で、5ページ中段から下のほうに書いてございますけれども、料金改定の経過で明らかになった課題を解決する道筋をつけるために経営アドバイザーの経営診断など、その後検討委員会と書いてありますけれども、これは先般いろんな問題があるということは資料をいただきました。恐らく今後何とかしなければいけないという意味で出されたと思うのですが、ここに具体的に経営アドバイザーの経営診断と検討委員会の立ち上げというふうに書いてございますので、この具体的な取り組みスケジュール、それからこちらの議会とのかかわり方、この問題についてどうなのかをお尋ねいたします。

○議長（渡辺忠君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺和也君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、お尋ねの経営アドバイザーという方でございますけれども、これは総務省がお願いをしております企業経営のご専門といたしまして、実態に大変詳しい方でございます、例えばを申し上げますと、現在北上中部の広域水道企業団の事務局長をお務めの菊池事務局長など、さまざまな各自治体において水道会計や、あるいは下水道特会等々における特別会計、企業会計のいわゆるプロフェッショナルといたしまして、ご専門で各自治体の相談に乗っていらっしゃる方でございます。私どもも今回のこの経営改善に当たって、こうした総務省がお願いをしている経営アドバイザーをご依頼申し上げたいというふうに考えているものでございます。

それから、検討委員会でございますけれども、これはいわゆる管理者の中における諮問機関というところまでは行かないかもしれませんが、管理者からこれこれ、これこれの内容を検討してほしいというご要請を受けて、それに基づきこの委員会がその内容を議論し、ご回答いただくものと、こういうイメージを持っております。これは、全く内部での話ですので、まだ決定稿ではございませんけれども、前回の水道事業における、いわゆる評価委員会等々の過去の事例から考えますと、この検討委員にはただいま申し上げました総務省の経営アド

バイザーや、あるいは日本水道協会からのご専門の方、そしてまたとりわけ今回の場合、さまざまな未稼働資産等々における、そういった会計上の問題もございますので、例えば公認会計士のような会計のご専門の方、そして構成市町における水道事業運営審議会の委員、現場の実際の審議会委員の方々等々を想定しているところでございます。

なお、特にこの経営アドバイザー、そしてまた日本水道協会の方々につきましては、29年度明けましたら早速にでもこうした委員をお願いし、まずは私どもの水道事業会計の経営分析に当たっていただき、できるだけ早い時期にこの問題点と、その解決方策というのをお出しいただきまして、しかるべき時期に議会にもそうした改善方策というものをご説明申し上げながら、具体的に取り組みを強めていきたいと考えているところでございます。

○議長（渡辺忠君） 3番及川佐議員。

○3番（及川佐君） ということは、29年度の段階で、とりあえずその回答をいただくというふうな諮問の予定と考えてよろしいのでしょうか。とりあえずですけれども、まだはっきりはしていませんけれども、一応年度内にはっきりさせるということを確認したいと思うのですが。

○議長（渡辺忠君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺和也君） これは、29年度内に一定のご回答を得たいと考えております。その理由は、平成30年度に奥州市の水道料金の改定が予定をされているということがございまして、当然のことながらこの経営改善によって、次の望ましい私どものいわゆる卸の水道料金というものがどの水準であればいいのかということも併せてご議論いただく予定になっておりますので、これは次の奥州市の水道料金、末端給水価格に多分に大きな影響を及ぼすのではないかと考えておりまして、29年度中に回答を得たいものというふうに考えております。

○議長（渡辺忠君） 4番菅原圭子議員。

○4番（菅原圭子君） 4ページのところの救急業務に関しましてお伺いいたします。

救命サポーターステーションというものの認定事業所を拡大するというところでございますが、これは現在どのぐらいの事業所があって、またその活用の実績はどのようになっているか、それから今後の拡大の方法とか計画についてお伺いいたします。

それから、5ページ、女性のトイレを整備するというふうになっておりますが、この点についてちょっとお伺いしたいのですが、以前消防署に伺いましたときに女性の方たちの休憩の場所ですとか、休む場所ですとか、非常に気の毒だなど思うようなお部屋の状態ですとかなどを見てまいりました。トイレだけではなくて、そのほかの部分にはトイレと一緒に改善されることができないものかなというふうなことを思いましたので、その辺どのようになっているかということをお伺いいたします。

○議長（渡辺忠君） 菊池消防救急課長。

○消防救急課長（菊池亮君） ただいまの菅原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、救命サポーターステーション事業でございますが、現在25事業所の認定を見ております。この事業は、引き続き普及展開を図り、各事業所ごとのご理解を受けまして認定事業所の増加を目指してまいりたいと考えております。

普及の手法といたしましては、救命講習会を受講された方々に対しまして、救命サポーターステーション事業の理解を求め、勤めておられる事業所への呼びかけにつなげてまいります。また、自助、共助の防災意識の啓発を図る防火講話や避難訓練の機会を捉えまして、命の尊さ、応急手当ての重要性を広く伝え、事業の進展へとつなげてまいります。

なお、先日救命の連鎖がうまくいったことで、消防のほうで救命の一般協力者表彰ということもしておりますので、こういったものも大きくPRしながらこの事業を展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 小野寺消防総務課長。

○消防総務課長（小野寺和則君） 女性用施設設備についてお答えいたします。

水沢消防署にありましては、現在1階には女性用トイレがございません。ですので、機動力を確保するために女性用のトイレを29年度に整備する予定です。それに加えまして、あとは浴室、シャワーがメインですけれども、そういった施設も整備しまして改善を図っていく予定でございます。

以上です。

○議長（渡辺忠君） 4番菅原圭子議員。

○4番（菅原圭子君） 表彰されたという救命業務の関係では新聞にも出ておりましたけれども、これまでの具体的な実績、その辺は何件ぐらいあるかということもお伺いしたいと思いますけれども。

○議長（渡辺忠君） 菊池消防救急課長。

○消防救急課長（菊池亮君） 救命サポーターステーションでのこういった、先ほどの救命の連鎖がうまくいったというふうな部分ですけれども、現在のところ救命サポーターステーションからの実績というのはゼロ件でございます。救命サポーターステーションからAEDを使って一般の方々が心肺蘇生法をしてうまく連携ができたというのは、現在のところはゼロ件でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 6番高橋政一議員。

○6番（高橋政一君） 3ページにあります一番上の段落であります。平成28年度から開始予定の奥州市の側溝土砂並びに金ヶ崎町の薪ストーブ灰の埋め立て処分についてお伺いをします。

これは、まず市と金ヶ崎町の分担部分と、それから当組合の分担部分というのが多分あるのだろうというふうに思いますが、どういう形になるのかという部分をお聞きいたします。



それから、開始予定になっていますが、3月でしたか、この辺の実施日についてもいつからかというのを伺います。

2点目は、4ページです。一番下段、水難事故対応と山岳遭難事故対応、これは多くはないと思うのですが、何かあれば大きな障害であるとか、場合によっては命にもかかわるといふことにもなり得るのですが、実際に水難救助であれば隊員を養成して隊として、この組合として何かそういう隊を組むのかどうか。山岳遭難については訓練ですから、訓練を実施するということのようですが、どういう形でやられる予定なのかというのを伺います。

○議長（渡辺忠君） 菅原施設管理課長。

○施設管理課長（菅原優君） ご質問にお答えいたしたいと思います。

奥州市の側溝土砂、金ケ崎町の薪ストーブ灰の処理についてでございますが、基本的に組合と構成市町の役割という部分でのご質問だと考えてございます。奥州市につきましては、現在一時仮置き場、市内3カ所にございましたが、そちらから胆沢区にございます前処理施設、そちらのほうで有機物、可燃物の分別、それから土砂の乾燥等を行っている状況でございます。最終処分場への搬入、そして最終処分、埋め立ての時期というご質問でございますが、3月中ということ、それが上旬になるのか、中旬になるのか、まだそのあたりの見極めはついてございませぬが、3月中にはできるという見込みの状態になっているという情報を奥州市からいただいております。

次に、金ケ崎町の薪ストーブ灰についてでございますが、約10トンほど発生したということございまして、そちらについては現在までに約4トンほどの受け入れ処理をしております。役割分担といたしましては、金ケ崎町におきまして一時保管場所でこちらへ持ってくる荷姿にいたしまして、この衛生センターに搬入を行う。組合では、その搬入を受けまして、ごみ焼却施設の中で安全、確実に焼却できる、そういった手法をとりながら現在焼却していると、そういった状況でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 菊池消防救急課長。

○消防救急課長（菊池亮君） 水難救助、山岳救助のほうのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、水難救助、山岳救助のほうでございますけれども、この訓練は随時消防本部が平時の際に訓練をしております。なお、各防災航空隊とか消防団の水難救助隊とかそういった部分も含め、合同訓練を実施しております。

また、水難救助のほうの養成という部分でございますが、この部分は急流救助という流れの速い河川、そういったところの救助隊の養成ということで、いろいろ資格を取らせながら対応をしているものでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 6番高橋政一議員。

○6番（高橋政一君） ありがとうございます。土砂の搬入については3月中になるというふうなのですが、そうしますと、これはたしか土砂の部分については乾燥した後処分する分は処分する、そして焼却する場合にはこちらで焼却するという形になっていたと思うのですが、そういう形でよかったのかどうかということを確認したいと思います。

それから、この水難救助とか山岳救助について、これまでの実施状況、それから実際に実施する場合には当組合が単独でない場合もあるのではないかなというふうに思ったりするのですが、実際に実施になるときは例えば近くの消防署と連携して実施をするという、そういうこと、もしくは県の指導を受けながらみたいな形にもなったりするのでしょうか、その辺のところをお聞きいたします。

○議長（渡辺忠君） 菅原施設管理課長。

○施設管理課長（菅原優君） お答えいたします。

側溝土砂の可燃分、こちらにつきましては、今まで災害廃棄物処理、それから農林業系の廃棄物の処理、それらの処理の全ての段階におきまして、こちらの仙人地区の皆様にお諮りし、その試験、そして試験結果のご報告、そういった部分につきましてもご報告、ご相談させていただいた上で焼却を実施してきたところでございます。

今回の側溝土砂の可燃物の焼却につきましても全く同様の流れで、まず地元にご相談申し上げ、試験焼却を実施し、その結果についてご報告し、それでご了解をいただいた上に、安全、確実に処理できるような体制でこちらの焼却施設で焼却したいと考えてございます。土砂の部分につきましては、胆江地区最終処分場へ、先ほど申し上げましたが、埋め立て処分するものでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 菊池消防救急課長。

○消防救急課長（菊池亮君） ご質問にお答えをさせていただきます。

まず、水難救助のほうでございますけれども、水難救助のほうは近隣消防との連携をとっております。また、防災航空隊とかの連携をとっております。例えば上流から下流のほうに流れるものでございますので、そういった管内を過ぎた部分は、管外の例えば下流の一関消防さんとか、そういった部分で連携をとりながら救助事案を実施しております。また、山岳救助のほうは、当消防本部ではお隣の秋田県の湯沢消防さんと応援協定を結んでおりますので、そういった山岳遭難の場合に対応させて、この訓練も交互に山岳遭難の訓練を実施しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 以上で管理者演述に対する質問を終結したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） ご異議なしと認めます。以上をもって管理者演述に対する質問を終結いたします。

ここで、11時まで休憩いたします。

午前10時43分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

午前11時00分 再開

○議長（渡辺忠君） 再開いたします。

休憩前に引き続き審議を行います。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第6、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

初めに、1番千葉敦議員。

〔1番千葉敦君登壇〕

○1番（千葉敦君） 1番千葉敦です。私は、さきに通告した奥州金ケ崎行政事務組合、以降当組合といたしますが、の職員の管理について管理者に伺います。

先ほどの施政方針演述では、奥州市、金ケ崎町の住民生活にとって欠かすことができない社会生活基盤である業務を担っている当組合に求められる役割は、施設の安全確立と地域住民の皆様に信頼される業務執行でありますと管理者は述べられておりました。当組合には4つの大きな業務の柱があるということで、胆江地区衛生センターにおける取り組み、介護医療等の取り組み、消防業務、そして胆江広域水道用水供給事業、本当にこれらの事業は奥州、金ケ崎両住民にとって日常生活に直結する欠かすことのできない業務を担っているわけでございます。そして、方針演述の中では最少の経費で最大の効果を得る、そのための職員の技術向上も含めたこともる述べられておりました、私は平時においては現在の職員体制で業務が回っているのであれば問題はないかとは思いますが、昨今の災害の発生、これを想定外だとは必ずしも言っていないものか、これら大災害発生時の対応等も含める場合に、これらを想定内とした上で人員配置なり職員の採用、定員の確保が十分なのか、いわゆるマンパワーが確保されているのか、非常に憂慮されるべきではないかなと思っております。

そこで、以下について管理者に伺います。1つ目として、現在の正規職員数、そして臨時職員数であります。

2つ目は、業務委託をいろんな事業で行っておりますが、特にもごみ焼却施設、それから尿処理施設の業務委託の状況についてです。

3つ目は、職員の残業の実態について。

4つ目は、職員の休暇の取得の状況について。

以上、伺います。登壇しての質問といたします。

○議長（渡辺忠君） 小沢管理者。

〔管理者小沢昌記君登壇〕

○管理者（小沢昌記君） 1番千葉敦議員のご質問にお答えいたします。

初めに、平成28年4月1日現在の正職員数は、事務局職員が29名、消防職員が170名の合計199名を配置しております。このうち奥州市から2名、金ケ崎町から1名の職員の派遣を受けております。

期限付き臨時職員に関しましては、消防本部に1名、組合事務局企画総務課に1名ずつ事務補助として配置するとともに、施設管理課においては農林業系廃棄物の放射性物質濃度測定業務補助等で7名雇用しております。

また、非常勤嘱託職員として専門的な知識を生かした業務を推進するため、介護認定業務に1名、診療報酬請求業務に1名、施設管理のノウハウを継承する一般廃棄物処理施設等指導業務で2名、ボイラー・タービン主任技術者有資格者1名の合計として5名を雇用しております。計、正規職員199名、期限付き臨時職員9名、嘱託員5名の合計213名で業務を執行しております。

次に、業務委託についてお答えをいたします。胆江地区衛生センターの業務委託については、平成22年度にごみ焼却施設、平成26年度からはし尿処理施設の運転業務を順次全面委託に切りかえてきたところであります。ごみ焼却施設に関しては、昼と夜間の2交代勤務、4班体制で、計18名の職員で焼却炉の24時間運転を委託するとともに、し尿処理施設に関しては午前8時30分から午後5時15分までの勤務体制で、6名の職員で運転業務を委託しております。

非常時における事務局職員だけの対応につきましては、焼却施設については現体制で安全な焼却炉の立ち下げなど短時間的な対応は可能としておりますが、し尿処理施設については現体制では単独の運転継続は難しい状況と考えております。

現状では、ごみ焼却施設、し尿処理施設ともに運転業務を全面委託していることから、非常時の際には事務局職員と委託業者職員が連携、協力し運転業務を遂行する体制としております。また、各施設においては、地震、火災等の非常時に対する行動マニュアルを定めており、事務局職員、委託業者職員が共有し、日ごろから確認をし合うとともに、行動訓練などを通じ、有事の際にはマニュアルに基づき、施設利用者の安全確保対応、施設内部、施設外部の点検等を実施し、施設の安全対策に努めているところであります。

衛生センター各施設の運転については、専門的な知識と経験が必要とされ、今後とも専門業者への委託は必要と考えておりますが、施設全体の統括管理については、担当する正職員を配置することが適正な維持費の算定並びに対外的な信頼を維持していく上で必要なことと考えております。

次に、時間外勤務についてお答えをいたします。平成28年度の4月から12月までの時間外勤務実績は、事務局職員24名で延べ2,239時間、1人当たり月平均で10.3時間、消防職員162名

で延べ1万6,615時間、1名当たり月平均で11.4時間となっております。事務局職員については、主にゴミ焼却施設の長寿命化事業に伴う計画策定業務となっております。消防職員については、主に査察業務、救命講習、災害従事等の対応業務であります。

次に、職員の病気休暇の状況についてお答えをいたします。事務局職員の平成28年度の病気休暇の取得は、うつ症状により2名で延べ114日間の取得となっております。平成27年度は3名で延べ242日間であり、同様にうつ症状による休暇取得が大宗を占めているところであります。

消防職員の平成28年度の病気休暇取得は4名で延べ122日間の取得となっており、頸椎椎間板ヘルニア、肺炎などによるものであります。平成27年度は8名で延べ97日間で、インフルエンザ、骨折などによる休暇の取得となっております。

事務局職員の病気休暇の原因となっているうつ病については、パソコン処理による業務遂行のため、おのおの職員がいわゆる自己完結型に近い事務処理を行っている実態があり、職員間で業務を分担し合うことが難しい側面があります。また、近年は住民に対する説明責任など職場、あるいは職員に求められる能力が高度化しており、こうしたさまざまな職場環境の変化が職員に過度なストレスを与えているのではというふうに考えられます。今後は、管理職による部下職員に対する声かけや面談などを通じて業務上の悩みをしっかりと聞き取るなど、働きやすい職場環境の確立、職場内における適正な業務分担、定期的な配置換え等、工夫を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

以上、ご質問に対する答弁といたします。

○議長（渡辺忠君） 1番千葉敦議員。

○1番（千葉敦君） 今答弁いただきましたけれども、まず再質問させていただきます。

まず、業務委託につきましてですけれども、これからゴミ焼却施設については改良工事、そして発電施設設備の新設等あるわけですけれども、その中でたしか平成30年度からだと思いますが、改良工事するために片炉の運転が続くという事態がたしか計画でもありました。そういったことありますので、点検や管理も重要ですが、トラブルの発生も今までよりも心配されます。ゴミ焼却施設、し尿処理施設におきまして完全な業務委託をしている、それで2交代、4班という、ゴミ焼却の場合はそうですけれども、正規の職員で完全に立ち上げから立ち下げまで、そして焼却中も技術的に可能な状況が維持できているのかどうか、1点目を伺います。

し尿処理についても同様の質問であります。職員だけで1日運転、きちっとできるのかどうか、お願いします。

それから、残業につきましては、一般事務の一月、1人10.3時間ということですが、病気の休暇取得の際にも、今の管理者の答弁にも業務内容によつての過度のストレスがあり得るということで、残業時間の平均は答弁いただきましたけれども、個人に極端に集中しているのでは、一部の職員に集中している可能性がありますので、その状況について質問いたしま

す。

○議長（渡辺忠君） 鈴木企画総務課長。

○企画総務課長（鈴木敏郎君） それでは、再質問に対してご回答申し上げたいと思います。

まず、第1点目の委託業務、ごみ施設と、あとし尿処理施設の部分、職員だけでできるかというご質問でございますが、先ほど管理者からのご説明を申し上げましたとおり現在業務委託をしてございまして、現在の配置職員だけでは立ち上げから立ち下げ、維持というような部分については、正規職員のみに対応だけでは運転ができない。しかしながら、業務を委託しておりますので、有事の際には委託業者と職員が協力し合いながら施設の安全管理を行うという体制で今進めております。

2点目の残業1人10.3時間という平均でございますが、こちらで極端に集中している状況はないかというお話でございますが、先ほど申し上げましたとおり長寿命化の関係で、いろいろ説明、資料の作成でありますとか、いろんな業務がございまして、若干集中している部分もありますが、平均的にみんなで対応しているというような状況でございます。

以上で回答を終わります。

○議長（渡辺忠君） 1番千葉敦議員。

○1番（千葉敦君） このごみ焼却、特にごみ焼却、し尿処理について、業務委託は例えば1年更新なのか、あるいは何年かの契約で業者と同じというか、ごみ焼却については1つの業者に委託しているのか、それとも18名、個人個人を委託というか契約しているのか、それについてちょっと教えていただきたいと思います。

それから、現実に長期休業では、例えば2名でたしか114日間と言われましたが、そうすると1名で2カ月とか3カ月休んで、一年通して休んでいるということはないようですけども、このように休まれるくらいの過度な仕事の状態があるということであれば、やはり現在の職員数で果たして間に合うのかといったことや、過度なストレスを与えるくらいな業務であれば、さらに分散させる上でも職員の確保は現在の職員の数でいいのかということは非常に私は疑問がありますので、それについて見解をお願いします。

○議長（渡辺忠君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺和也君） それでは、前段の焼却施設とし尿処理の施設の業務委託契約の年数並びに契約の相手先につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

私のほうからは、長期休暇の該当の職員についての業務の分散ということでございますが、これは一口に申し上げれば、残業時間が多いから病気休暇をとらざるを得なくなったという実態ではなかろうというふうに考えておまして、むしろそれぞれの個々の職員の公私に及ぶさまざまな悩み事というのが積み積もってこういった症状にあらわれているのではなかろうかなというふうに日々の業務を見て、そんなふう感じておるところでございます。もちろんそれぞれの職場において、担当によつての力量の違いももちろんございますから、そうした職員にとっては少し過負荷な状況に業務量がなっているなというふうを感じる場合は、

即座に他の係に応援をさせたり、あるいは他の職員がその業務を分散して業務をやったりというふうな工夫は日々の中で工夫しておりますけれども、そうは言いながら、やはりさまざまな事情があってメンタル面でなかなか仕事場に来ることができないというふうなことがあって、昨年、今年、若干そうした形で休まれているというのが実態でございますので、この点については、いわゆるそれぞれの担当の上司等々とよくよくそうした悩み事の相談も含めて職員の立場に寄り添えるように、そうしたところで意を用いるように日々指導しているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 菅原施設管理課長。

○施設管理課長（菅原優君） ご質問にお答えいたします。

委託の契約期間、そして相手先はどのようなものかというご質問でございました。まず、ごみ焼却施設につきましては、契約相手方でございますが、施設の運転管理を業務とする日本管財環境サービスというところでございます。

次に、し尿処理施設でございますが、こちらもし尿処理施設等の運転管理を業務としております水 i n g というところに委託しているところでございます。

また、契約期間についてのお尋ねでございますが、契約期間につきましては平成27年度から29年度までの3年契約、債務負担行為を設定し、複数年契約を締結しているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 1番千葉敦議員。

○1番（千葉敦君） 複数年契約、29年度までということは、次は30年度からの契約更改になるかと思うのですが、同じ業者が引き続き担うのか、あるいはどのようにされるかは、これから我々議員にも説明があるかと思っておりますけれども、30年の次なる委託についての考え方を1つ伺います。

それから、これは管理者に伺いますけれども、先ほど事務局長から現在の職場の状況等、いろいろご答弁いただきましたけれども、やっぱり私が思うにはこういった休まざるを得ない職員が出てくるという、個々の職員のメンタルの部分もあるとは言われますけれども、2名あるいは3名、一度にではないでしょうけれども、職員がある程度長期に休むということであれば、残った職員にさらに負担が増すわけです。そういったことを考慮した上での職員の確保、採用等を考えていかなければならないと思いますが、管理者の考えを伺います。

○議長（渡辺忠君） 小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） 基本的には施政方針でも述べたとおり、最少経費で最大効果を上げるように我々は努力をしなければならないというのが基本であります。それとともに、一定の個人あるいは職員に過度な仕事がかかるようなことがあってはならない。そのため組織内の均等な仕事の配置、配分、そして配置換えというふうなものをしっかりと行うこ

とによって、個人の能力が十分に発揮される職場をつくり上げていくというふうなことで対応してきておりますし、これからもそのように対応していこうというふうに考えているところでございます。

議員おっしゃるように有事の際にどうなのだというふうな分ありますけれども、この分につきましても信頼の置ける委託先と綿密な有事の際のマニュアルをつくり、連携、実際の訓練も行っているというようなことで、基本的には万全を期していると。職員であるということではなく、この業務に携わる全ての方が同じ方向を向いて安全、安心、そして確実というふうな部分をもって業務に精励されているということでございます。

なお、ご指摘のありました部分につきましては、より現体制の上において、しっかりとワークな部分があるところについては、さまざまな配慮、あるいは組織的な工夫をしながら、健全に能力が発揮できる職場づくりについてはしっかりと心がけていかなければならないと、このように考えているところでございます。

○議長（渡辺忠君） 菅原施設管理課長。

○施設管理課長（菅原優君） ご質問にお答えいたします。

胆江地区衛生センターのごみ焼却施設、そしてし尿処理施設の運転管理につきましては、入札により相手方を決定してきているものでございます。次回の契約は、どのような形になるのかというご質問でございましたが、次回につきましても同様に入札により相手方を決定する、そういったものになると考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 1番千葉敦議員。

○1番（千葉敦君） 今のごみ焼却施設の委託、今後30年あるわけですがけれども、組合の職員でしっかり技術継承ができる体制をとっていくことが私は重要ではないか、何かあったときには組合の職員だけでも動かせる状況というのは確保すべきであると思っておりますので、それについて見解を求めて終わりにします。

○議長（渡辺忠君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺和也君） 私のほうから、それではお答えさせていただきます。

現在ごみ焼却施設のいわゆる維持整備係には、担当といたしまして6名の職員並びにいわゆる業務指導員という形で1名の職員を配置しておるわけでございますけれども、ここの職員の方々の年齢構成がそれぞれ違いますので、当然ベテランの職員から若手の職員までおりますから、この6人がそろっていけば全部できるかということになれば、それはなかなか難しいという側面はございますけれども、少なくとも先ほどの答弁で申し上げましたとおり、万が一の際に焼却炉を安全に立ち下げ、そしてまた安全に立ち上げるという、こういう工程はこの職員において対応が可能なものというふうに考えております。

ただ、この6名が24時間フルで運転を継続できるのかということになれば、これは当然難しいわけでございまして、当然のことながら、もしそういった長期に組合職員だけで運転を



しなければならないという事態が仮に発生するとするならば、それはこの職員をヘッドとして、そうした対応のチームを職場を挙げて編成していくということになるかと考えております。

○議長（渡辺忠君） 以上で千葉議員の質問を終わります。

次、7番阿部加代子議員。

〔7番阿部加代子君登壇〕

○7番（阿部加代子君） 7番阿部加代子です。通告しておりました2件についてお伺いをいたします。

1件目、消防整備計画について。平成28年7月11日、奥州金ケ崎事務組合議会全員協議会において、奥州金ケ崎行政事務組合消防力整備計画について、基本計画は策定から6年が経過したため、施策、数値目標等の一部修正が図られ、組合議会に説明がなされました。基本計画の変更箇所として、女性職員の執務環境の整備を行うこと、水沢消防署新庁舎整備について必要事項の検討に着手することとされています。水沢消防署庁舎の整備についての必要事項検討の進捗状況についてお伺いいたします。

2件目、ごみ焼却施設長寿命化計画についてお伺いいたします。ごみ焼却施設の基幹的整備改良工事に向けてのこれまでの検討において、2炉に排熱ボイラーを設置し、蒸気タービン駆動による電気設備を増設することになり、停電時においても継続運転が可能になり、バグフィルター機能停止による煙突からの有害排出を防ぐことができること、衛生センター各施設も継続して運転が可能となること、2炉にボイラーを設置することにより1炉側が故障した場合、切りかえて発電が継続でき、発電の安定性が高いこと等の理由でこの方針が決定をされました。

廃棄物処理施設の建設事業については、20年から30年に1度の事業であり、技術力の確保、維持が難しい状況にあります。ごみ焼却施設長寿命化事業業務委託の確実な履行を確保するため、同事業にかかわる技術支援の業務を入札により選定し、日産技術コンサルタントが落札をいたしました。しかし、落札率23.68%、約660万円の低価格の落札となりました。業務遂行に万全を期するため、公的団体である全国都市清掃会議へ技術支援等業務アドバイザーとして約233万円で委託することになりました。

これまでの長寿命化計画の経過といたしまして、平成28年5月26日、日産技術コンサルタントと契約、10月5日、全国都市清掃会議と契約、10月、見積仕様書案ができ、10月20日、見積設計図書提出の提出意向確認が行われました。ここについては、よりよい基幹改良工事発注仕様書の製作及び適切な予定価格積算のためには既存プラントメーカー以外からも広く技術提案を受け、類似工事の実績単価を調査する必要がある、見積設計図書提出の意思確認を行ったとされ、全国のプラントメーカーのうち条件を満たす工事实績を有する6社に対し、見積設計図書提出の意向調査が行われております。10月25日、質問の受け付け、10月27日、見積設計図書提出の意思確認締め切り、この時点で株式会社タクマ1社のみでありました。11月

に見積仕様書ができ、11月10日、見積設計図書の提出依頼、質疑応答あり、12月12日、見積設計図書の提出がタクマ社より行われております。当初の予定は、12月8日までに提出というふうにされておりました。平成29年1月16日、参考見積書の提出がタクマ社より行われております。

今回性能発注方式を行う理由として3つ挙げられましたが、③、プラントメーカーそれぞれが独自の技術を有しているため、発注者である自治体が設計内容を詳細に決定してしまうことで、かえって請負業者を限定してしまう可能性があること。例としてA社の焼却炉とB社の焼却炉は、ごみの処理能力は同じだが、寸法等は異なる。自治体が焼却炉の寸法等をA社の焼却炉に合わせて設計するとB社が参入できない可能性があると言われておりました。6社に参考見積もり依頼を行った結果、他社納入施設であり、性能保証が困難であるためとの回答が4社となり、人員確保が難しいとの回答が1社、提出可能はタクマ社1社でありましたとの報告がなされております。長寿命化計画では、施設はそのままでも、焼却炉については重要な部分は全て新設、更新となり、新しく蒸気タービン発電設備を備えるに当たり、電気システムは全て新しくやりかえなければなりません。既存の施設等、性能保証を求めているのか伺います。

見積仕様書は、11月のいつ提出されたのか伺います。

見積設計仕様書において、改良後仕様を明記している理由について伺いをいたします。

日産技術コンサルタントは、見積もり依頼業者の選定、発注方法の検討資料(平成28年12月)に提出されておりますけれども、の6ページにおいて「本施設の基幹改良工事見積設計図書の提出意思については、プラントメーカー6社のうち既存プラントメーカーのみが提出可能であるとの回答でした。他社は、現在の施設状況を把握することができないため、性能保証が困難であるなどの理由から提出の意向を示さず、これは全国的にも同じ傾向です。この主な原因は、既存のプラントメーカー以外では性能保証することが困難であり、仮に他社が基幹改良工事を実施した場合、性能が保証されず、発注者に不利益をもたらすおそれがあるためであります。施設の安定的な稼働を確保するため、発注方法を十分に検討する必要があります」と記されております。1社しか提出されない状況は、十分予想されていたのではないのでしょうか、伺いいたします。

以上、登壇しての質問とさせていただきます。

○議長（渡辺忠君） 小沢管理者。

〔管理者小沢昌記君登壇〕

○管理者（小沢昌記君） 7番阿部加代子議員のご質問にお答えをいたします。

現在の水沢消防署庁舎は、昭和53年の建築で、平成40年に法定耐用年数の50年を迎える施設であります。平成20年に耐震補強工事を行ったものの老朽化が進んでいることから、消防力整備計画後期計画において、新庁舎整備の必要事項について検討に着手するところでもあります。

このことから、平成28年7月、消防本部の内部組織として検討必要事項の洗い出しを行う作業部会を設置いたしました。これまでに県内外消防本部への先例視察を行い、検討結果については平成29年3月をめどとして取りまとめる予定としております。今後のスケジュールにつきましては、庁舎整備の基本的な考え方について構成市町とイメージの共有を図り、耐用年限を迎える平成40年度を見据えながら協議を進めてまいりたいと考えているところであります。

なお、建設場所については、必要となる規模を勘案しながら検討していかねばならないというふうと考えております。

次に、2件目のごみ焼却施設長寿命化計画についてお答えをいたします。今回の見積仕様書につきましては、環境省策定の廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアルや廃棄物処理施設の発注仕様書作成の手引きなどを基本とし、基幹的設備改良工事発注支援等業務の受託者である株式会社日産技術コンサルタントにおいて、公益社団法人全国都市清掃会議からのアドバイスを得ながら、組合職員とともに協議、検討を十分に重ねながら作成したものでございます。今回採用しようとする性能発注方式では、施設の処理能力及び性能は全て受注者の責任により発揮させなければならないものとしております。

このため仕様書の中において、ごみ処理能力、焼却条件、CO<sub>2</sub>削減、公害防止基準などの発揮すべき性能保証事項について、具体的な性能水準を示す物差しを示すことで、引き渡し性能試験でその性能が発揮されていることを確認し、安定かつ安全に稼働していることを証明することになります。

このために、受注者は仕様書の中に明示されていない事項であっても、性能を発揮するために当然必要なものは我々の指示に従い、受注者の負担で施工しなければならないこととしていただいております。したがって、仕様書の中に必要な性能保証事項とその水準を明示することは、工事を発注する前提条件となるものと考えているところであります。

次に、見積仕様書の提出期限についてであります。昨年10月20日に見積設計図書の提出意思の確認を行い、提出の意思を示しました株式会社タクマに対し、11月10日に見積仕様書を提出し、見積設計図書の提出依頼を行い、この仕様書に基づいて株式会社タクマより12月12日に見積設計図書が提出されました。

次に、見積仕様書において改良後の形式、寸法などを指定している理由についてお答えをいたします。今回の基幹的設備改良工事は、廃棄物処理及び清掃に関する法律第9条に係る環境省令で定める軽微変更の範囲で工事を行う必要があります。施設の能力のもととなる焼却炉の面積や体積の変更はできないものとされているところであります。したがって、既設、既にある施設です。既設焼却炉の寸法変更や交換撤去を行わずに今後も使用する設備との整合性をとるために、必要最小限度の範囲内で規格や寸法を指定しているものであります。このような性能発注方式の見積仕様書の内容は、環境省のマニュアルや手引きなどを基本としており、また他団体の仕様書や全国の入札公告で公表されている仕様書と比較いたしまして

も、内容に大きな差異はないものと考えております。

次に、見積設計図書が1社しか提出されない状況は、十分予測できたのではないかとお尋ねであります。今回見積設計図書を提出する意向を示しているのは、事前の意向調査によって明らかであり、1社みの提出であることは予見できておりました。このことは、これまで全国で実施してきたごみ焼却施設の基幹改良工事の契約実績のうち87%は1社みの応札になっている実態になっており、性能保証の成果が達成されるまで責任施工を義務づけられる性能発注方式において、他社納入施設の改良工事を手がける困難さをあらわしているものと考えております。

組合といたしましては、今回株式会社タクマから提出された見積設計図書をたたき台として、日産技術コンサルタント、全国都市清掃会議、組合職員のプロジェクトチーム3者で、期待する性能発揮に過不足のない仕様内容となっているか、慎重に精査し、また運転管理上の利便性、安全性などの観点を加味しながら、最終発注者の責任において適正な仕様書を仕上げていくものであります。

このようにしてつくり上げた仕様書は、廃棄物処理施設発注仕様書作成の手引きによって、単一のメーカーを特定することとなったり、またメーカー各社の設計の自由度を制約することがないようにすることとされており、どのメーカーにも等しく受注できるようにする標準仕様書に準じたものとなっております。その上で、当組合は業者選定に当たり、条件つき一般競争入札を行おうと考えているところであります。

廃棄物処理施設の基幹的設備改良工事における発注方法につきましては、随意契約と一般競争入札が大宗を占めております。このうち随意契約については、公共調達的基本的な枠組みにおいて国が示しているように、適正な価格によって行われるべき契約がややもすれば不適正な価格によって行われがちとなる点などが懸念材料とされております。

一方、一般競争入札については、機会均等の原則にのっとり、透明性、競争性、公正性、経済性を最も担保することができるかとされている一方で、不良、不適格業者の混入する可能性が大きいというデメリットも示されているところであります。

このことから、不良、不適格業者を排除し、基幹的設備改良工事の確実な履行を担保するため、当組合と同規模以上の焼却能力で発電設備を有するごみ焼却施設の改良工事の施工実績を複数有すること、会社の経営状態を示す総合評価値などについて一定の条件を付し、一般競争入札により公正、公平に契約行為を行おうと考えているところでございます。

○議長（渡辺忠君） 7番阿部加代子議員。

○7番（阿部加代子君） 今回の業者の選定に当たってですけれども、まず参考見積もりを出していただける業者さんを絞り込んだということでもあります。6社ですけれども、全て大手のところでありまして、経験、実績も豊富であります。ところが、他社納入施設であり、性能保証が困難であるというような理由で辞退をされているということで提出をしていただけないというような状況になっております。これらの大手でございまして、なぜそれ大手

で参考見積もりが出せないのかというところに大変疑問がありまして、本来、例えばCO<sub>2</sub>の3%削減であるとか、そういう一定の条件はどこの自治体でも出しているところでありますので、特段何も難しいことではないというふうに思われますし、どのような意思の確認の仕方をしたのかというところが問題になってくると思われます。

そこで、資料をいただきました、10月20日に見積設計図書の提出の意思確認についてということで、日産技術コンサルタントさんから設計施工一括方式にかかわる意思の確認ということで出されております。そこで提出意思確認の依頼の内容というところなのですけれども、工事名称、工事内容等が示されているのですけれども、この工事内容、見積仕様書案によるということになっておりまして、提出の意向があるのかないのか、後日改めて連絡をいただきたいと。期間は、以下のとおり予定しております。見積もりの依頼日が28年の11月4日、見積設計図書の提出日が12月8日となっております。意思確認をされて、10月27日までに返送してくださいということになっておりますけれども、10月20日にお願いをして、27日、約1週間までに郵送、必着でお願いしますと、意思を確認したいということでありました。

では、この見積仕様書がどのようなものだったのかということで、これも資料をいただいております。平成28年10月につくられた見積仕様書、本来案でなければなりませんけれども、各社に示されているのは見積仕様書です。その中に、1章、総則がありまして、事業概要からその他のところで第1章ということなのですけれども、あと第2章から第5章、機械の設備工事仕様から撤去解体工事までが第2章、第3章、第4章、第5章となっているのです。添付資料ですけれども、工事範囲を示す概略のフロー図というのがあるようですけれども、その中の見積設計図書の提出意思確認段階では、第1章及び添付資料に示す工事内容により検討をお願いしますということになっております。第1章は総則ということになっておりますので、計画の概要とか計画の要目とか施設の機能の確保、瑕疵担保とか工事範囲とかも示されております。それは、大体40ページぐらいなのですけれども、本当は第1章のみで提出をしてくださいと、見積もりができるかどうかをお願いします、検討してみてくださいということではなっているのですけれども、これ本来案なのですけれども、案が取れて見積仕様書ということで各社には渡っております。その中に、行政組合のほうでちょっと確認できなかったのですけれども、第2章、機械設備の工事仕様、第3章が電気計装制御設備工事仕様、第4章が土木建築設備工事仕様、解体工事が第5章となっております。これらもつけられて、見積もり何とかお願いしますということで出されたようであります。

そうしますと、仕様書はついています。性能発注ということでもありますので、それぞれのプラントメーカーさんのさまざまな技術を生かして設計から施工まで一体でやっていただきたいというような発注方式を当組合はとったわけですが、見積もりの段階で縛りをかけています。ということは、既存の施設を設計施工されたタクマさんでしかできない。先ほど管理者からも当然1社しか入ってこない、見積もりを提出する意向を示すのは1社しか想定されておりませんでしたというようなお答えですけれども、では何のためにコンサルタン

トを約1,000万円近くかけてお願いをし、見積仕様書、これ環境省のほうでは自治体、それぞれの組合でもできるようなものを示しておりますので、先ほど標準書があるということをおっしゃいましたが、職員でもつくれるような内容にもなっておりますので、その辺をコンサルタント業務としてどう発揮されたのかというところが大変問題になってくるのではないかなというふうに思われます。

そして、この総則の中に既存施設というところであるのですが、その既存施設の意匠、構造、建築機械設備、建築電気設備、それから構造計算書、建築機械設備計算書、電気設備計算書、これ相当なボリュームです。聞くところによると、何か1箱ぐらいあるのではないかというぐらいの構造計算書でございますので、それらが全部わかっていないと見積もり出せないのです。今の既存の施設がわかっていないと見積もり出せないのです。その構造計算書とか既存の工場の設備とか、そういうものを精査する時間がこの1週間ではできない、当然わかっていてこのような日程を組み、また本来案であるべきものを見積仕様書として提出して見積もりを依頼する、これらのことについて適切であったのか、お伺いをしたいというふうに思います。

済みません、水沢庁舎の建設につきましては了解いたしました。

○議長（渡辺忠君） 質問者、以後につきましては、もう少し簡潔にまとめて質問していただきたいと思っております。

菅原施設管理課長。

○施設管理課長（菅原優君） それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

ただいまのご質問の中身でございますが、組合といいますか、6社の業者に対しまして、条件をつけて6社に絞り込んだ後に、昨年10月20日に各社に対しまして見積設計図書提出の意思確認を行ったところでございます。その締め切りが10月27日、この1週間では短過ぎるのではないかと、そういったご指摘と思われました。この1週間で見積もり提出の意思確認を行った業者にしていただきたい内容といいますのは、あくまでも今回見積設計図書を出すに際しまして、当組合が予定している基幹改良工事のこういったものを見積設計図書を出していただけますかという、そういった意思確認でございますので、それぞれ資料を提出し、その要請を行ったところであり、期間は短いものとは考えてございません。

また、期間につきましても、こういった基幹的改良工事、数々アドバイザーとして携わっております全国都市清掃会議のほうにもこういった内容でということをお示ししてございます。特段期間が短いとか、内容が不足しているとか、そういったご指摘は受けていないものでございます。

また、先ほど細かい構造計算書、そういったものがなければ見積設計図書は出せないのではないかと、2点目のご指摘だと思います。そちらにつきましては、12月上旬を期限とする見積設計図書の提出期限となっておりますので、10月20日の意思確認をスタートとしました場合、何らの経過を経まして1カ月半程度、時間的余裕があるところでございます。こ

ういったスケジュールで、タイトなスケジュールではないかというご指摘ではございますが、こういった形で他団体もやっておりますし、そういった部分もございまして、ほかの団体のスケジュールもこれに近いものというふうな全国都市清掃会議からのアドバイスもいただいているところでございます。これで適正に提出の意思確認は行われたものと考えてございます。

以上です。

○議長（渡辺忠君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺和也君） それでは、私のほうから2点目についてお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のいわゆる10月にいたしました胆江地区衛生センターごみ焼却施設基幹的設備改良工事見積仕様書でございますけれども、この仕様書自体の案があったかないかという問題につきましては、この資料の中の目次のところに、この意思確認段階ではあくまでもこの工事内容による検討をお願いしますということが書かれておまして、当然のことながらその意思確認によって提出する意思があるものというメーカーにつきましては、改めてこの仕様書のいわゆる本編をお送り申し上げますというふうに、いわゆる目次の欄にそういう注意書きをしているところでございます。

それから、2つ目ですけれども、10月に送りました見積もり依頼、いわゆる見積もりを出す意向がございませうかという段階でのこの仕様書の中において、全体計画の（3）に本工事は廃棄物処理法に基づく軽微な変更の範囲内での改良としますというふうに書いているところでございます。これは何を意味するかといいますと、焼却炉の形状や、そういったところを変えることはいたしませんということでありますから、当然これは大手の6社のプラントメーカーがこの仕様書を見れば、今回の基幹改良工事はあくまでもいわゆる新設と同じような形の改良をするものではないと、既存の施設の中の機械を変えていくものだというふうに当然判断をしたのではなかろうかというふうに思っております。

したがって、この見積もりを出すご意向がございませうかという段階で、今の既存の施設の焼却炉の大きさや寸法を変えることができないということだとすると、当然既設のプラントメーカーが持っている特許の要件にしているさまざまな焼却炉の形状やサイズや排ガスの流れ方というのはブラックボックスになっている、いわゆる既存のプラントメーカーが持っている特許条件でございますから、これがわからない限り、私どもとしてはおいそれとそこに手を出して、万が一性能発注ができないということになった場合は、これはなかなかそれに対してお答えがしにくいだろうなというふうに判断をされたということも当然あったのではなかろうかというふうに考えております。

○議長（渡辺忠君） 阿部加代子議員の次の質問は、休憩後に行いたいと思います。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

午後零時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（渡辺忠君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

7番阿部加代子議員。

○7番（阿部加代子君） ご答弁いただきましたけれども、ちょっと納得ができない部分があります。例えば見積設計図書の提出の意思確認についてですけれども、10月20日にお願いして、提出日、10月27日郵送必着となっております。やはり既存の施設を掌握するといえますか、わからない業者さんにとっては、見積設計図書を出すというところまで検討にも及ばないのではないかというふうに思います。他でもやっているというようなことでありますけれども、1週間という短さが行政のあり方として適切なかどうか、もう一度伺いをいたします。

それから、当初から1社しか想定していなかったというのであれば、性能発注工事というところでコンサルタントに発注支援業務をお願いする意味があったのかということがあります。やはり見積図書の提出、意思確認をするというのは、先ほど一般質問のところでも言いましたけれども、よりよい基幹改良工事の発注仕様書の製作及び適切な予定価格積算のためには、既設プラントメーカー以外からも広く技術提案を受け、類似工事の実績単価を調査する必要があったから行われたのではないのでしょうか。ところが、1社しかないと想定していたのであれば、これらの提出、意思確認が必要だったのかというようなことになります。この点についてももう一度伺いをしたいというふうに思います。

○議長（渡辺忠君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺和也君） 今回見積もりを出すご意向がございますかという確認のご案内をいたしましたのが10月20日で、10月27日までにそのご返事を下さいということになります。この期間については、当然コンサルをいたしました日産技術コンサルタント以外にも、全国都市清掃会議にこういった期間の設定というのが、いわゆるプラントメーカーにとって見積もりを出すか出さないかという判断をするに十分な期間ですかということ、当然私どもも相談をし、普通のプラントメーカーであれば、この工期でこれだけの内容の焼却炉を、いわゆる改良工事をやるというふうなことをやれるかやれないかは通常判断できますということで、当然これは私どもとプラントメーカーだけで決めたわけではなくて、そうした第三者の全国あまたの焼却施設の改良工事をアドバイザーとして手がけられてきた全国都市清掃会議からも、この期間というのは妥当な期間だというアドバイスもいただきましたので、私どもはこういう設定で今回見積もりを出すお気持ちがございますかという確認をさせていただいたものというふうに考えております。

それから、お尋ねの当初から1社しか想定していなかったとすれば、そもそもコンサルを依頼する必要がなかったのではないか、あるいは意思確認をするという調査そのものがどう



だったのかということでありまして、私どもは今回10月27日の段階で、初めて1社しかやれないということが判明したのであって、あらかじめ最初から1社しかこれができないというふうに考えていたものではございません。

先ほど管理者が登壇して答弁もいたしましたように、今回発注する最終発注仕様書についても、当然のことながらいわゆる廃掃法で言う軽微な変更の中で、焼却炉のサイズや形式は変えられないものの、もし本当にお金と時間をかけて各プラントメーカーが私どもの改良工事をとろうという気構えがあるのであれば、それはそういうことができるような標準発注仕様書をつくって今回入札公告をかけようとする、そういうものであります。したがって、今回私どもが見積もり確認を依頼する段階では、あらかじめ1社を想定したというのではなくて、調査をした結果、それは1社しか手を挙げていただけなかったというものであります。

それから、ちょっとお答えが前後いたしますけれども、コンサルタント、それであればそもそも依頼する必要がなかったのではないかとのお尋ねだったと思いますが、これは確かに環境省がさまざまなマニュアルや手引を幾つかつくっておりまして、それに従えばそうした仕様書なりをつくれるということは、もしかしたら経験豊富な職員たちであればできるのかもしれないけれども、私どもなかなかそこは及ばないところが多いございまして、そうした一定の手引やマニュアルに従った仕様書なり、そういった業務ではあったにせよ、それはやはりそうした業務をコンサルタントにお願いをすることがちゃんとしたものをつくり上げるということで必要だという判断のもと、今回も委託をしているというものであります。

また、議員の皆様方も昨年の夏にご視察いただいた群馬県の清掃工場においても、同じような基幹改良工事でもございましたが、やはりここでもある程度の仕様書をつくるまでは、そのコンサルタントに依頼をし、そのコンサルタントと組合側が一緒になってさまざまな仕様書をつくり上げていったというふうな経過も議員の方々にもご視察いただいております。ぜひその点、ご理解を賜ればと思います。

○議長（渡辺忠君） 7番阿部加代子議員。

○7番（阿部加代子君） 28年12月に日産技術コンサルタントさんがつくられた見積もり依頼業者の選定発注方法の検討資料という中の、一般質問でもお話しましたが、6ページのところで、現状の施設状況を把握することができないため、性能保証が困難であるなどの理由から提出の意向を示さず、これは全国的にも同じ傾向です。主な要因は、既存プラントメーカー以外では性能保障することが困難であり、仮に他社が基幹改良工事を実施した場合、性能が担保されず、発注者に不利益をもたらすおそれがあるためでありますと、日産技術コンサルタントさんもこういう傾向にあるのだということをおわかりであったということですので、見積仕様書の中で示す内容とすれば、やはり縛りを持った見積仕様書の案、また見積仕様書となっておりますので、ほかの業者さんのところのやつと比較してみましたけれども、やはりもうこれはタクマでしかできない、例えば燃焼の装置の見積もり

のところはタクマさんの技術でしかできない、改良後の仕様まで示しているというご指摘をいただいておりますので、やはり今回の業者の選定の仕方がいかなものだったのかということをお問われても仕方がないというふうに思われます。

それから、この見積仕様書、11月に出された分ですけれども、瑕疵担保のところですが、設計の瑕疵担保期間は竣工後、引き渡しから15年間とすると。結局これは焼却炉の主な寿命でございますけれども、15年間。これを保証しなければならないとなると、全てタクマさんの今後のメンテナンス等も設計をされた業者さんのものでないとだめであるよというようなことになってくるというふうに思われますけれども、この点についてお伺いをいたします。

それと、国のほう、環境省のほうから出されております平成17年7月の廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引きというところに書かれておりますけれども、以前この廃棄物処理施設の建設工事の入札、契約をめぐる談合事件があったということを受けまして、国としてもこういうことではいけないということで、プラントメーカーによる談合問題が注目され、それに関してコンサルタントとメーカーの不透明な関係やプラントメーカーの見積もりを用いた市町村の予定価格作成を想定した見積価格つり上げ構造など、さまざまな課題が指摘をされていると。この入札、契約の方法の見直しや改善に取り組むことが重要であると示されております。発注者である市町村等の取り組みも欠かせないところであり、地方自治法に基づく入札・契約手続に当たってというところで、発注者である市町村等の取り組みを支援する一環として、環境省廃棄物リサイクル対策部においてさまざま検討されて、これらの手引がつくられたということが書かれております。手引では、市町村等が地方自治法に基づき廃棄物処理施設建設工事に係る入札・契約手続を行うに当たって、競争性を高めるためにどのような改善方法や工夫があるのか、どのようなことに留意すべきか等を提示するもので、国の市町村に対する技術的助言として位置づけられているということで出されております。

これらを見ると、やはり機種を選定を含めて競争性に付すこと等を書かれておりますので、今回このような1社というところで競争性がどうなるのか、また見積書を見させていただきますと、縛りをかけて部品の何ミリというところまで改善後の指定をされております。これらのやり方で本当によかったのか、市民にどう説明をすべきなのかというところが大変問題かというふうに思いますので、ご答弁をいただいで終わりたいというふうに思います。

○議長（渡辺忠君） 小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） さまざまな考え方があろうと思います。私どもとすれば、適正、公正、そして妥当性の高いメーカーにお願いをし、そして奥州金ケ崎の住民の皆さんの安全、安心をしっかりと確保できる、そういうふうな施設をつくり上げると。そのためにどのようなすればよいのかということをお常に第一義に考えて、これまでも、そしてこれからも業務を進めていくということになります。

今議員がご指摘の部分は、ある意味ではこのプラントというか、焼却施設のこととも

含めてのお話ではありますけれども、基本的にはまず1つ、性能発注方式であること、軽微な改良であることというふうなことなど、必ずしも一般的に当たりにくい状況の内容の工事、あるいは設備更新というふうなことであること。そして、現状において、より確実にその長寿命化が図られることというふうなことを考えたときに、例えば同様の工事の場合には全国の87%が1社で、なおかつその1社がその工事を請け負っているというような実態からして、非常に特殊性の高い工事であるというふうなことを考えたときに、ご意見としては承るところではございますけれども、それが今発注、あるいは見積りの依頼というふうな分について、必ずしも当たる部分であろうかというふうな分については、見解の分かれるところであろうというふうに思っております。

なお、一般競争入札、これには条件を付してということでございますが、ただいまいただいたようなご意見も勘案しながら、よりよきもの、そしてより適正で妥当性があり、客観的に住民皆様にご理解いただけるような発注というか入札を実行し、そして長寿命化の事業を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

見積り時点のところに関しては、ご意見として承りますが、今お話ししたようなことについても十分にご理解をいただければというふうに考えるところでございます。

○議長（渡辺忠君） 引き続き一般質問を続けます。

次に、9番今野裕文議員。

〔9番今野裕文君登壇〕

○9番（今野裕文君） 9番今野裕文でございます。あらかじめ通告しております消防の救急搬送の実情についてお尋ねをいたします。

現在奥州市民の中で奥州市立総合水沢病院の新築建てかえ問題が大きな関心事になっております。同市内には市立の医療機関のほか、県立医療機関も複数あり、思い思いにみずからの意見を披瀝し合う状態であります。財政の観点から、水沢病院建てかえ不要論から、県立病院2病院統合論、県立胆沢病院との統合論まで、さまざまであります。今後の成り行きが大変危惧される状況であります。冷静に現状を分析し、課題を明らかにし、多くの住民が納得できる方向性を導き出すことが求められていると、このように思います。

この間、公立病院の問題で住民の間から湧き上がっている課題は、かつて胆沢病院が誇ってきた産科、婦人科の機能と脳疾患に対応する脳外科の機能が県立中部病院に集約されたことにより、胆江2次医療圏で完結できなくなったことが大きな背景にあると、このように思います。そこで、当組合が深くかかわっておりますというよりは、主体的に執行しております救急車の救急搬送という立場から見て、どのような課題があるのかお尋ねをいたします。

第1に、県立胆沢病院の機能分担に伴い、救急搬送現場での変化はあるのか。あると思いますが、どのような影響が出ているのかお尋ねをいたします。

第2に、救急車の救急搬送先について、分署単位で見た場合に対応が異なるのか、同一になっているのかお尋ねをいたします。

第3に、現状では搬送出場件数は膨れ上がるものと思いますが、受け入れ医療施設に対し望むことがあればどのようなことであるのかお尋ねをします。同時に組合としてどのような体制をこれからとっていくのかお伺いをいたします。

以上であります。

○議長（渡辺忠君） 小沢管理者。

〔管理者小沢昌記君登壇〕

○管理者（小沢昌記君） 9番今野裕文議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、県立病院各施設の機能分担の変更については、県保健福祉部からの特段の連絡がないことから、組合としては承知しておりません。したがって、搬送の実態についても特に変化は生じておりません。

また、搬送先としては、管内の救急病院として胆沢病院、江刺病院、水沢病院、まごころ病院、奥州病院及び石川病院の6病院が岩手県からの救急病院の認定を受けており、平成28年の救急搬送状況につきましては88.5%をこれらの救急病院に搬送し、平成23年の83.7%に比べて4.8ポイント増加しております。特に水沢病院は5.4ポイント、胆沢病院は5.1ポイントの増加をしているところでございます。

2点目は、各分署ごとの搬送状況についてお答えをいたします。救急隊は、傷病者の緊急度、重症度を的確に判断し、病院選定を行うことから、その症状の度合いに応じて適切な治療を行うことのできる直近の、間近の、近くの医療機関へ搬送しているものであります。

平成28年の各署ごとの主な医療機関への搬送状況については、水沢消防署は胆沢病院56.7%、水沢病院20.9%、奥州病院8.2%、前沢分署は胆沢病院60.7%、水沢病院18.7%、奥州病院4.1%、金ヶ崎分署は胆沢病院52.6%、水沢病院21.8%、中部病院6.6%、胆沢分署は胆沢病院52.6%、まごころ病院26.2%、水沢病院11.4%、衣川分署は胆沢病院57.7%、磐井病院12.8%、水沢病院6.6%、江刺消防署（東分遣所を含む）は胆沢病院41.5%、江刺病院31.3%、水沢病院13.4%となっております。

一方、管内の救急病院へ搬送した割合は、胆沢病院53.1%、水沢病院17.9%、江刺病院7.8%、奥州病院5.6%、まごころ病院3.5%、石川病院0.6%、いずれの病院も救急告示医療機関の役割を十分に果たしていただいているところでございます。

3点目の消防本部から医療機関に対する要望のお尋ねでございますが、消防本部といたしましては胆江メディカル協議会を組織し、日常的に消防本部と医療機関との救命救急研修の場を設けるなど、救命の連鎖を確かなものとするため情報共有を図るなどしており、現在特に要望となる案件を持ち合わせてはおりません。救急業務につきましては、医療機関を含め関係機関と連携を強固なものとし、管内住民の安心、安全な地域社会を構築してまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（渡辺忠君） 9番今野裕文議員。

○9番（今野裕文君） 2点目は了解いたしました。

1点目は、データがないのかもしれませんが、お尋ねしたかったのは、産科、婦人科並びに脳外科の問題で転送がふえているのだらうなと思ったのです。その実態をお伺いしたいのと、最近の消防白書を見ますと転送の数が減っているなという思いがしておりましたけれども、その実態をお知らせいただきたかったということでもありますので、もし概略でつかんであればお答えをいただきたいと。

3点目は、消防白書を毎年いただいておりますので、それをちょっと並べてみますと、合併当初から見ればすごいふえ方でありますけれども、データの的には平成17年度から平成27年度まで、一番信憑性があるのかなと思いますが、これを見ますと、近似直線を引くと年間九十何件かの搬送人員がふえていると、こういう中で医療機関がどういう役割を果たすと同時に、消防としてこれに対応できるのかという疑問がございます。先ほどの答弁では、胆江メディカル協議会ということで、具体的問題では心配はないという答弁だったろうと思いますが、私たちから見ればこのままやっていけるのかという思いがございます。消防より受け入れ側のほうが深刻ではないかなというふうに思うわけですが、そういう点でどういう見解をお持ちなのかということをお尋ねしたかったわけです。

あわせて近い範囲でいいのですが、どのようにしていこうとされているのかお尋ねをいたします。

○議長（渡辺忠君） 阿部消防長。

○消防長（阿部保之君） ご質問にお答えいたします。

脳外科と産婦人科の関係の救急の件数でございますが、まず脳外科のほうで脳疾患の関係でございます。平成28年の脳疾患の救急実態、全救急搬送人員5,002人のうち857人、17.1%該当してございます。管内外の搬送先でございますが、管内が804人、93.8%、管外が53人、6.2%でございます。この脳疾患のうち、脳卒中、脳卒中の疑いも含みますが、322人、37.3%で、搬送先、管内307人、95.9%、管外13人、4%でございます。傷病程度、病気の程度でございますが、軽症14人、4.7%、中等症214人、66.9%、重症91人、28.4%で、死亡、お亡くなりでございますが、お一人、0.3%の結果となっております。

次に、産婦人科の関係でございます。これも平成28年の産科、周産期科救急実態でございますが、全救急搬送人員5,002人のうち51人、1%が該当してございます。事故の種別、救急車を呼ぶ事故起点でございますが、この事故の種別といたしましては、転院搬送、病院間の搬送でございます。これが41人、80%、急病9人、18%、交通事故お一人、2%でございます。搬送先につきましては、管内がお二人、3.9%、管外が49人、96.1%でございます。急病9人の方の内訳でございますが、切迫早産、切迫流産、産後出血、自宅分娩などでございます。

次に、2点目の救急件数の伸びでございますが、毎年発行しています消防年報の関係のお尋ねだったと思いますが、救急件数、出動件数でございますが、平成26年の5,700件、これがピークでございますが、27年、28年と100件台、少なくなっております。

また、胆江MCの役割でございますが、救急現場において救急隊が行う活動を医学的見地で評価、活動の基準や事後の検証等を通じて救急医療の質を担保する、そういった体制を確認する協議会をとってございます。岩手県及び地域のメディカルコントロールとして胆江地域メディカルコントロール協議会としているものでございます。

以上です。

○議長（渡辺忠君） 9番今野裕文議員。

○9番（今野裕文君） 今の答弁ですと、私どもには28年のデータがございませんからですけども、26年をピークに28年も減って、今後急速に件数がふえることはないというふうに判断しておられるのかどうかというのが1点です。

それから、私どもあちこち歩きますので、病院サイドからもいろんな意見を伺うのですが、救急の受け入れに関して言うと、もう手いっぱいだという状況ではないかというふうに私は思うのですが、そういう実態からして、今の件数増との兼ね合いで言うと、今のキャパで十分対応できるというふうに判断されているのかどうかお尋ねして、終わります。

○議長（渡辺忠君） 阿部消防長。

○消防長（阿部保之君） 救急件数の推移でございますが、先ほどご説明申し上げましたとおり、26年が5,700、その後減っておりますが、この先減るかどうかは何とも判断しかねるものでございます。いわゆる高齢化社会が進みますと、救急件数もふえる予測も立ちますので、救急が間違いなく減る、あるいはふえると、そういった判断はしかねるところでございます。

また、医療機関の受け入れ態勢につきましては、それぞれ各医療機関の医療資源の問題かと存じますので、判断はいたしかねるところでございます。

○議長（渡辺忠君） 以上で一般質問を終結いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第7、議案第1号、奥州金ケ崎行政事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） 議案第1号、奥州金ケ崎行政事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正についてを事務局長からご説明申し上げますので、ご了承願います。

なお、以下議案第2号から議案第5号までにつきましても、同様に事務局長からご説明申し上げますので、ご了承を願います。

○議長（渡辺忠君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺和也君） 議案第1号、奥州金ケ崎行政事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正についてをご説明申し上げます。

この改正は、岩手県職員の給与制度に準じて職員の給料月額、勤勉手当等の額を改定するとともに、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、職員が働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、所要の改正をしようとするものでありま

す。

主な改正の内容でございますが、職員の給与改定について、給料月額、扶養手当及び勤勉手当の額を改定するほか、配偶者に係る扶養手当を段階的に引き下げる特例措置を講じようとするものでございます。

2つ目といたしまして、法改正に伴う職員の育児休業、介護休業について、育児休業等の対象となる子に特別養子縁組の監護期間中の子などを追加すること、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和すること、介護休暇を請求できる期間を3回まで分割可能とすること、介護のため1日の勤務時間の一部について勤務しないことを承認できる仕組みを新設することです。

その他、企業職員についても所要の措置を講じるほか、法改正に伴う規定の整理などを行うものでございます。

この条例の施行期日は、公布の日または平成29年4月1日とし、職員の給料月額の改定については平成28年4月1日から、勤勉手当の額の改定については平成28年12月1日からそれぞれ遡及して適用しようとするものでございます。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（渡辺忠君） ただいまの議案に対しまして質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第8、議案第2号、平成28年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺和也君） 議案第2号、平成28年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第5号）をご説明申し上げます。

別冊の補正予算書の2ページ、3ページをお開き願います。今回の補正予算は、歳入においては決算見込みによる分担金の減額、利用者及びごみ搬入量の増加等による使用料及び手数料の増額、決算見込みによる国庫補助金の減額、歳出においては給与改定等による職員給

与費の増額、入札減などによる工業薬品等消耗品費、委託料、工事請負費及び備品購入費の減額、電気料金の値下げなどによる光熱水費の減額などについて所要の措置を講ずるものであり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億9,075万1,000円を減額し、補正後の予算総額を30億2,837万2,000円とするものであります。

次に、4ページをお開き願います。第2表、債務負担行為補正であります。債務負担行為の補正につきましては、平成29年度から予定しているごみ焼却施設長寿命化事業の基幹改良工事について、入札期間及び工事期間を確保するため、ごみ焼却施設基幹的設備改良事業を追加し、期間及び限度額を設定しようとするものでございます。

次に、補正予算の概要につきまして、歳入歳出事項別明細書によりご説明申し上げます。8ページ、9ページをお開き願います。最初に、歳入についてであります。1款分担金及び負担金、1項分担金は1億8,744万1,000円の減額であります。

2款使用料及び手数料、1項使用料は436万1,000円の増額であります。休日及び夜間診療所の利用者数の増などによるものであります。

10ページ、11ページをお開き願います。2項手数料は1,036万7,000円の増額であります。可燃ごみの搬入量の増などによるものでございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金は1,880万7,000円の減額であります。ごみ焼却施設の長寿命化事業費などの減によるものであります。

4款財産収入、2項財産売払収入は、鉄くず価格の下落などによる鉄くず売払収入36万8,000円の減額であります。

7款諸収入、2項雑入は、高速道路の不燃ごみ搬入量の増加によるごみ処理料の増額などにより113万7,000円を増額するものであります。

12ページ、13ページをお開き願います。次に、歳出についてであります。2款総務費、1項総務管理費は60万5,000円の減額であります。

3款民生費、1項社会福祉費は4万4,000円の減額であります。

14ページ、15ページをお開き願います。4款衛生費、1項保健衛生費は、診療所費においては利用者の増加による診療所看護師、事務員の賃金及び医薬材料費の追加、火葬場管理費及び広域交流センター費においては燃料費単価、電気料金の値下げなどによる需用費の減額が主な内容で、331万4,000円を減額するものであります。

16ページ、17ページをお開き願います。2項清掃費につきましては、入札減による消耗品費、委託料、工事請負費などの減額、電気料金の値下げなどによる光熱水費の減額、予定していたごみ焼却施設の長寿命化事業における業務委託が不要となったことによる委託料の減額が主な内容で、1億2,280万9,000円を減額するものであります。

5款消防費、1項総務管理費は462万8,000円の減額であります。

18ページ、19ページをお開き願います。2項消防費につきましては、給与改定等による職員給与費の追加、入札減による消耗品費、備品購入費などの減額が主な内容で、685万円を増



額するものであります。

7 款予備費、1 項予備費につきましては、翌年度の繰越金相当額などを除きまして6,620万1,000円を減額するものであります。

以上の内容でございます。何とぞ原案のとおりご決定くださいますようお願いを申し上げます、説明を終わります。

○議長（渡辺忠君） 説明が終わりました。ただいまの議案に対しまして質疑ありませんか。

7 番阿部加代子議員。

○7 番（阿部加代子君） 4 ページの債務負担行為の補正でございますけれども、ごみ焼却施設基幹的設備改良工事が行われるためでございますが、これから発注仕様書ができて入札ということになるわけなのですけれども、瑕疵担保の条項についてお伺いをしたいというふうに思います。

私たち議会のほうに見積りの仕様書のみが渡されておりますけれども、その中では設計の瑕疵担保というところで、設計瑕疵担保期間は竣工引き渡し日から15年間とする。設計図書に記載された施設の性能及び機能、主要装置の耐用に対して全て受注者の責任において改善とすること。なお、設計図書とは本書第9節に規定する実施設定図書、施工承諾申請図書、工事関連図書、完成図書とするというふうになっておりますけれども、この15年間、これは見積りですけれども、仕様書はまた変わってくるのかもしれませんが、15年間というふうに記しているのはどうしてなのかお伺いをしたいと思います。

議会のほうにA、B、Cということで、仕様書の他のところの例が3冊渡されましたけれども、瑕疵担保につきまして設計の部分、短いもので5年、あとは10年というところになっておりますけれども、この15年というふうになっているのはなぜなのかお伺いします。

○議長（渡辺忠君） 菅原施設管理課長。

○施設管理課長（菅原優君） 阿部議員のご質問にお答えしたいと思います。

ただいまのご質問につきましては、瑕疵担保期間15年ということでございます。こちらにつきましては、長寿命命事業基幹改良工事竣工後、平成47年度まで仙人地区でこのごみ焼却施設を稼働させていただきたい、そのような内容で地元の協議会、その他の住民の方々にご説明とご了解を頂戴しているところでございます。

竣工後47年までの期間につきましては、その期間が15年であり、その期間安定的に確実に施設が稼働する必要がございますので、15年の期間で瑕疵担保を設定したい、このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（渡辺忠君） 7 番阿部加代子議員。

○7 番（阿部加代子君） そうしますと、今後15年間、全てのメンテナンス等は既存のメーカーさんをお願いするしかないという縛りをここでも持たれているということになりますけれども、そういう発注の仕方はいかがなものかというふうに思われますけれども、どうでし

ようか。国としては、自治体が特定のメーカー等でしか対応できないような仕様書で発注をするのはいけないよというようなことを明確に打ち出されておりますけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（渡辺忠君） 菅原施設管理課長。

○施設管理課長（菅原優君） 今のご質問の趣旨につきましては、今回プラントメーカーに基幹改良工事をさせた場合、このごみ焼却施設、今後15年間の施設の維持管理をするための定期整備、その他の諸機械のメンテナンス、それがそのプラントメーカー1社のものになってしまうと、そういう趣旨だと考えましてお答えいたします。

平成6年の10月に現在のごみ焼却施設につきましては竣工し、供用を開始しているところであり、現在まで20年を過ぎているところでございます。その間、組合のプロパー職員によりメンテナンス、維持管理、適正に、適切にやっております。そうした部分で、既存施設、ごみ焼却施設の運転、維持管理に対するノウハウ、知識、経験、そういったものがさまざま蓄積されているところでございます。

また、現在までごみ焼却施設、タクマの施工によるものでございますが、メーカー保証、つまり公害防止、その他焼却の量、そういった部分につきまして影響を及ぼさない、例えて言いますれば前処理機械の破碎の機械、その他さまざまな機械がございまして、そちらの部分につきましては職員の設計によりまして、他の業者にも委託、施工させている部分もございまして、あくまでここで瑕疵担保ということは、設計による性能保証をしてもらうと、そういった部分でございまして、全ての工事が100%そのまま施工したプラントメーカーが今後15年間続けていくということではございません。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第9、議案第3号、平成28年度奥州金ヶ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺和也君） 議案第3号、平成28年度奥州金ヶ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第3号）をご説明申し上げます。

今回の補正予算は、収益的収入及び支出予算において、主に決算見込みによる関係市町補助金の減額、使用料の減などによる動力費及び薬品費の減額、給与改定及び異動による人件費の減額などにより、収入においては17万円の減、補正後予算額5億3,483万3,000円とし、支出においては805万9,000円の減、補正後予算額5億1,986万9,000円とするものであります。

別冊の補正予算書の1ページをお開き願います。第2条の収益的収入の補正であります。1款水道用水供給事業収益を17万円減額し、総額5億3,483万3,000円とするものであります。内訳であります。第2項営業外収益を17万円減額するものであります。

収益的支出の補正であります。1款水道用水供給事業費用を805万9,000円減額し、総額5億1,986万9,000円とするものであります。内訳であります。第1項営業費用を805万9,000円減額するものであります。

第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正は、職員給与費を3万3,000円減額し、2,081万6,000円とするものであります。

第4条の関係市町からの補助金の補正であります。207万6,000円に改めるものであります。

以上の内容でございますが、何とぞ原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（渡辺忠君） ただいまの議案に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第10、議案第4号、平成29年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計予算を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺和也君） 議案第4号、平成29年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計予算をご説明申し上げます。

別冊予算書の2ページ、3ページをお開き願います。本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億9,432万円に定めようとするものであります。

平成29年度は、衛生事業においては放射性物質を含む一般廃棄物及び牧草などの農林業系

廃棄物の処理経費、ごみ焼却施設の長寿命化事業に係る基幹改良工事費などを計上しております。

消防事業においては、消防力整備計画に基づく消防庁舎の補修、消防車両の購入費などを計上しております。

予算書の4ページをお開き願います。第2表、地方債であります。粗大ごみ処理施設整備事業債と消防施設整備事業債の2件で3,400万円を限度に起債をするものであります。

それでは、歳入歳出予算の概要につきまして、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。8ページ、9ページをお開き願います。歳入の主なものをご説明いたします。1款分担金及び負担金、1項分担金は27億3,115万8,000円であります。

2款使用料及び手数料、1項使用料は6,117万9,000円で、休日及び夜間診療所の診療収入、胆江地区広域火葬場さくらぎ苑の使用料が主なものであります。

10ページ、11ページをお開き願います。2項手数料は2億1,901万7,000円であります。

3款国庫支出金、1項国庫補助金は746万9,000円で、牧草等の農林業系廃棄物の処理に係る国庫補助金のほか、ごみ焼却施設の長寿命化事業に係る循環型社会形成推進交付金500万円を計上しております。

4款財産収入、1項財産運用収入は23万7,000円であります。

2項財産売払収入は340万2,000円で、粗大ごみの処理などにより生じる鉄くずなどの売払収入であります。

5款寄附金、1項寄附金は1,000円であります。

12ページ、13ページをお開き願います。6款繰越金、1項繰越金は2,130万円であります。

7款諸収入、1項預金利子は1,000円であります。

2項雑入は1,655万6,000円で、岩手県防災航空隊への職員派遣に係る負担金などが主なものであります。

8款組合債、1項組合債は3,400万円であります。粗大ごみ処理施設の延命化工事に係る衛生債及び高規格救急自動車の購入に係る消防債であります。

次に、歳出について主なものをご説明いたします。14ページ、15ページをお開き願います。

1款議会費、1項議会費は172万円。

2款総務費、1項総務管理費は7,856万2,000円であります。

2項監査委員費は22万7,000円であります。

18ページ、19ページをお開き願います。3款民生費、1項社会福祉費は3,545万8,000円あります。

26ページ、27ページをお開き願います。4款衛生費、1項保健衛生費は1億5,857万6,000円あります。内訳といたしまして、診療所費、火葬場管理費及び広域交流センター費が主な内容であります。

34ページ、35ページをお開き願います。2項清掃費は10億3,411万3,000円あります。内

訳といたしまして、可燃ごみ処理費、粗大ごみ処理費、し尿処理費及び最終処分場費の施設管理経費のほか、6目ごみ焼却施設長寿命化事業費に基幹改良工事に係る初年度の工事請負費など2,996万1,000円を計上しております。

36ページ、37ページをお開き願います。5款消防費、1項総務管理費は2億4,905万7,000円で、消防本部職員の人件費が主な内容であります。

40ページ、41ページをお開き願います。2項消防費は13億9,992万2,000円であります。内訳といたしましては、常備消防費12億9,187万7,000円、消防施設費1億804万5,000円であります。常備消防費につきましては、各消防署及び分署における人件費と消防業務に係る経費が主な内容であります。また、消防施設費につきましては、消防力整備計画に基づく水沢消防署庁舎の空調設備の更新及び衛生設備等の整備、消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車の購入に係る経費であります。

6款公債費、1項公債費は1億1,948万5,000円であります。内訳といたしまして、元金が1億1,500万6,000円、利子が447万9,000円であります。

7款予備費、1項予備費は1,720万円で、平成29年度の不測の事態に備えるものであります。

以上の内容でございますが、何とぞ原案のとおりご決定くださいますようお願いを申し上げます、説明を終わります。

○議長（渡辺忠君） ただいまの議案に対しまして質疑ありませんか。

2番廣野富男議員。

○2番（廣野富男君） 大きく2点ほどお伺いをしたいと思います。

9ページの歳入、広域交流センター費の分担金の管理運営費分担金、用地借り上げ、そしてその他の管理とございまして、その他の管理費2,134万4,000円ほど計上されておりますが、ここだけ奥州市と、奥州市の負担のみになっておりますけれども、なぜ奥州市だけなのかということで、その経過含めてお願いしたいと思います。

それと、34ページのごみ焼却施設長寿命化事業に関して、この場で伺っていいのかわかりませんが、ちょっと迷ったのでありますが、一応お伺いをして、不適切な場合は他の場でのご説明でもよろしいかと思っております。実は、たしかきょうの岩手日日新聞だったかと思っておりますけれども、昨日なのかな、岩手中部広域行政組合で来年度の予算を可決したという記事の中に、セメント資源化に6,770万円計上したという記事が載っておりました。私は、このセメント資源化というのがちょっとよくわからないでの質問になるかもしれませんが、このセメント資源化の部分について、今回の長寿命化とあわせて今まで検討されてきたのかどうか、その辺ちょっとお伺いをしたいなというふうに思います。

あわせて今般ごみ焼却施設については発電設備を設けるわけでありまして、ざっと広域行政組合で東北電力さんから供給されている電気料というのは、大体1億8,000万円ほど供給されているわけですが、今回の発電からすると、どの程度賄う予定なのか。希望とすれば、可能かどうかわかりませんが、この発電によって広域行政組合が管理する

全ての施設の電気料が賄えるような検討もしてはどうかという思いから、そこら辺の考え方についてお伺いをいたします。

○議長（渡辺忠君） 菅原施設管理課長。

○施設管理課長（菅原優君） それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目でございますが、胆江地区広域交流センター、こちらの負担金の内訳といたしまして、その他の部分で2,100万円ほどが奥州市の単独の負担になっているという部分でございます。こちらの部分につきましては、こちらのごみ焼却施設建設の当時に、地元協議会等さまざまご要望を出され、それに対応させていただいたところでございます。その中で、広域交流センター、地域の方々が利用されるということでございまして、当時6市町村ございまして、交流センターがある場所、旧水沢市でございまして、ほとんどその施設を利用する施設利用者の大半が水沢の住民の方であろうということで、その当時管理運営費の負担金については水沢市が全額負担することとなってございます。その後、合併を経まして奥州市の負担になったと、そういったところでございます。根拠部分につきましては、組合規約に記されているところでございます。

あと2点目の岩手中部の新聞報道でございます。こちらの部分につきましてご説明いたします。ごみ焼却施設でごみを燃やすことにより、灰、焼却灰が大量に発生するところがございます。当組合におきましても年間約3,000トン前後の焼却灰が発生しているところであり、その全てにつきましては前沢区に設置してございます胆江地区最終処分場へ埋め立て処分しているところでございます。

県内他団体、さらには日本全国の傾向でございますが、各地で最終処分場の供用期間が間もなく終わってしまう、新しいところに最終処分場をつくりたいが、なかなかそちらの整備が進まない、そういった状況もございます。関東、関西の都市部におきましては、埋め立て物を減量したい、そういった趣旨で焼却灰をセメント資源化、セメントの骨材にということで業務委託料により処分している、そういった実態が多々ございます。岩手中部につきましても、平成16、17年度と約7,000万円ほどという新聞報道でございますが、そちらの処理にセメント会社へ委託業務として処理をするための経費を計上しているものと考えてございます。

最後でございますが、電気代の部分でございます。議員ご指摘のとおり年間電気料につきましては、まず全体で約1億8,000万円程度ということでございます。今後基幹改良工事、こちらを行いまして、施設が竣工した際にはこの場内、ごみ焼却施設、し尿処理施設、粗大ごみ処理施設、大きな部分で3つございますが、そちらにつきましては焼却炉が運転し、発電を行っているその時間帯、期間、そちらの部分では全て賄う、そういった予定で現在事業を進めているところでございます。ただ、始動いたしましても、発電機部分の点検等、また休炉で休まなければいけない部分、そういった部分も出てまいりますので、そちらの部分については東北電力から現在と同様に電気を購入するものとしているところでございます。

交流センターでございますが、敷地外ということで、この敷地の中のみ想定ということ

でございます。敷地から出る場合といたしますか、交流センターのほうへは敷地外でございますので、電気の供給はできないものはこちらでは想定しているところでございます。

○議長（渡辺忠君） 2番廣野富男議員。

○2番（廣野富男君） まず、広域交流センターの負担金の今の話は、経過としてはわかりました。そうしますと、今も交流センターの利用状況というのは、ほとんど奥州市の市民だけが使われて、金ケ崎町民はほとんど使われていないという状況なのかどうか。そして、経過は経過として、広域の住民のための福利厚生という立場から考えますと、あるいは健康増進と考えた場合に、ある程度の町民の方もご利用なさっているのではないかというふうに思うのでありますが、その辺の実態とあわせて、先ほど規則で決まっているということでございますが、その辺の検討の予定はあるのかどうか、その点お伺いをします。

それと、先ほどのセメント資源化、これは事業なのか業務なのかわかりませんが、これについては今のお話ですと検討されてきたのかどうか、状況は伺いましたけれども、当組合において長寿命化、あるいは最終処分場の今後の見通し含めて、これらの検討がされてきたのかどうかというのを改めてお伺いしたいと思います。

3つ目は、要はここで3つの施設については、発電によって全て賄うということは承知しました。恐らく電力さんとの関係もあるのかもしれませんが、一般的に思うところは、交流センター含めて、火葬場もそうなのでありますが、できればそこら辺まで、能力にもよると思いますけれども、方向性としては有事の場合というのは全て同じ条件になりますから、そういう意味からすると、ここの管理する施設については、やはり賄うということが基本方針としてあっていいのではないかと思います。その辺改めてお伺いをいたします。

○議長（渡辺忠君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺和也君） 私のほうからは、1点目と3点目についてお答えをさせていただいて、セメント化の部分につきましては担当課長よりお答えをさせていただきたいと思います。

まず、平成27年度の広域交流センターの利用状況を見ますと、全体の利用者のうち奥州市内での利用者が91.5%、金ケ崎町からの利用者が4.4%、それから全くこの胆江ではない地区外からの利用が4.1%と、このようになっておまして、金ケ崎町のほうからもある程度の数はご利用いただいております。

ただ、先ほど担当課長をもって答弁いたしましたように、今回の広域交流センター、でき上がる際の経過が、いわゆる旧水沢市がその分の維持費を負担するので、これは何とかひとつ地元対策という点でこの交流センターを設置させてほしいという当時の広域6市町村の中での合意形成のこれまでの過去の経緯があるやに私どもも伺っておりますので、これを早急に規約を改正し、金ケ崎町からもその分担をいただくということが、果たしてすぐすぐそういう形になり得るのかどうかというのは、大分これはもう少し慎重な検討を要するのではないかと考えておりますので、ただいまいただきましたご意見につきましては、私

ども今後の行政事務組合の運営、あるいは分担金のあり方について一つの課題をいただいたものということで、これについては内部において、また構成市町とも慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、3つ目でありますけれども、いわゆるせっかくここでごみ焼却発電をするので、近くの火葬場や交流センターへ電気を配線してやっってはどうかということでありまして、これはお金をかけて独自の電柱を立てて線を引くというのであれば可能ではあります、論理上は。ただ、東北電力のこの電線に私どもの電気を乗っけて、そこから各施設に配るというやり方をしようとしますと、これは東北電力から、それはできないよというふうに言われておりますので、議員がご指摘のように交流センターや火葬場の電気代もせっかくだから賄ってはどうかというアイデアでありますけれども、これは独自に電柱を立てて、電柱を持って行ってやれば理屈上はできるということになるかと思えます。

ただ、1つ、ここで電気の発電量の容量の問題もございます。今回ごみ焼却発電で私どもが予定している発電機の計画出力は、毎時約1,800キロワットを予定しております。そのうち約1,500キロワット強、1,600キロワットぐらいは私どもの今のごみ焼却施設なり、し尿処理施設なり、粗大ごみ処理施設で使いますので、残るところは毎時200キロワットぐらいしか他へ回す分がないという、そういう状況でございますので、果たしてこの分が交流センターなり、火葬場で使う分に本当に賄い切れるかどうかというら辺も、もう少しこれは考えてみる必要があるだろうなと思っております。論理上は、電柱を立てれば電気を送ることは可能でございますけれども、ただこれだけの経費をかけてやるのが、果たして採算に合うのかどうかというら辺も、これは検討してみなくてはならないだろうと思っております。

○議長（渡辺忠君） 菅原施設管理課長。

○施設管理課長（菅原優君） 2点目の灰のセメント材料化、そちらの部分についてお答えしたいと思います。

検討したことがあるのかというご質問でございましたが、岩手県内では焼却灰の受け入れを行い、セメント資源化しております施設につきましては、2カ所ほど確認してございます。1カ所につきましては、大船渡にございます太平洋セメント、もう1カ所は一関にございます三菱マテリアルでございます。

受け入れに際しましては、問い合わせ等々してございまして、まず焼却灰の中身を検査しなければいけない。内容につきましては、セメント製品をつくるために邪魔になる鉄くずなどの不燃物が入っているかどうか、それから焼却灰の塩分、塩分につきましてはセメント製品、そちらの腐食につながるものでありますことから、そういったものが入っていないかどうか、そういった試験を行う必要があるというものでございます。それから、福島原発事故に由来します放射性物質濃度でございますが、灰の放射性物質濃度につきましては、100ベクレル以下でなければ難しいのではないかとこの受け入れ工場のほうからの回答も受けているところでございます。



当組合につきましては、主灰100ベクレルになる期間につきましては12月の後半から3月の中旬ごろという限られた時間でございますが、あと少しというところにまでは参っておるところでございますが、放射性物質濃度、放射性物質を置いておくことから、近々セメント資源化とか、そういった部分については対応が難しいかなというふうには考えてございますが、最終処分場の延命化等々も含めまして、今申し上げました調査等を行っているところでございます。

以上です。

○議長（渡辺忠君） 7番阿部加代子議員。

○7番（阿部加代子君） 1点お伺いをいたします。

25ページにございます残骨灰の処理の業務委託料1円についてですけれども、以前にも指摘をさせていただいておりますが、この業務委託につきましてはほかの業務委託と何か同じように行えるものがあれば、あわせて行うような工夫も必要ではないかということで提言をさせていただいておりますけれども、何か検討されたのであればお伺いをいたします。

○議長（渡辺忠君） 菅原施設管理課長。

○施設管理課長（菅原優君） 残骨灰の処理業務でございますが、以前ご指摘を受けまして1円入札、これをほかの業務と合わせることにによりまして、より効果的な業務の遂行につながるのではないかと、そういったご提案を頂戴したところでございます。

本年度予算につきましては、例年と同様の計上となっておりますが、今後火葬場の他の業務いろいろございますので、そちらと合わせながら2つで1つの業務、もしくは3つで1つの業務、そうすることによってさらに効率的な火葬場の運営が担保されるものであれば検討していきたいというふうに考えてございまして、ただいま検討を始めたところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第11、議案第5号、平成29年度奥州金ヶ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計予算を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺和也君） 議案第5号、平成29年度奥州金ヶ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計予算をご説明申し上げます。

平成29年度は、奥州市の黒水対策事業の実施による供給水量の増加を見込んだ予算として、浄水場の天日乾燥床汚泥処分に係る業務委託料、ポンプ設備の整備補修費、設備機器の予備品購入費などを計上しております。

別冊の平成29年度予算書の1ページをお開き願います。第2条の業務の予定量であります。年間総供給水量489万1,000立方メートル、1日平均供給水量1万3,400立方メートルの供給を見込んでおります。予算額であります。第3条の収益的収入及び支出の予定額については、収入総額は5億6,254万6,000円で、内訳は第1項営業収益4億8,141万8,000円、第2項営業外収益8,112万8,000円です。支出総額は5億6,404万1,000円を見込んでおり、内訳は第1項営業費用4億7,231万6,000円、第2項営業外費用8,972万5,000円、第3項予備費200万円です。

第4条の資本的収入及び支出の予定額については、収入総額は1億2,190万円で、内訳は第1項企業債1億2,190万円です。支出総額は3億987万4,000円で、内訳は第1項創設事業費3,288万4,000円、第2項企業債償還金2億7,699万円です。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,797万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億8,797万4,000円で補填しようとするものであります。

2ページ、3ページをお開き願います。第5条の継続費であります。創設事業の総額を271億5,129万2,000円とするものであります。年割額につきましては、記載のとおりでございます。

第6条の企業債でございますが、建設元金等に充当するため、建設元金8,910万円、建設利息3,280万円を限度額としてそれぞれ起債しようとするものであります。

第7条の一時借入金であります。その限度額を1億円とするものであります。

第8条の議会の議決を経なければ流用することができない経費であります。職員給与費2,195万6,000円を定めるものであります。

第9条のたな卸資産購入限度額であります。浄水場の設備機器の予備品購入限度額を196万9,000円とするものであります。

以上の内容でございますが、何とぞ原案のとおりご決定くださいますようお願いを申し上げまして、説明を終わります。

○議長（渡辺忠君） ただいまの議案に対しまして質疑ありませんか。

5番有住修議員。

○5番（有住修君） 何点か質問させていただきます。

まず最初に、16ページ、委託料です。営業費用の委託料9,853万1,000円計上してございます。たんこう浄水場運転管理業務、天日乾燥床汚泥処分業務となっております。このたんこう浄水場の管理は、11ページ、ここにたんこう浄水場運転と書いてございまして、期間が26年から28年、これは26年はたしか管理はしておりませんので、2年間で5,832万円、これを1年

にしますと2,916万円でございます。そして、29年度で4,361万6,000円となつてございまして、2,916万円でしょうから差額が1,446万6,000円。たしかこの負担行為は、26年度時点で反対、賛成同数で、議長が賛成で通つた債務負担行為だと私は覚えてございます。そのときに管理者は、これは予算であつて、できるだけ契約のときは年度ごとに下げていきますよと、よつて1,445万6,000円下がつてございます、減額になつてございます。これは喜ばしいことだと私は思っているところでございます。それでは、16ページの9,853万1,000円の中に天日乾燥床汚泥処分業務は幾らの計上になつているのかということをお伺いいたします。

次に、総係費の給与費でございますが、これを給料、手当、賞与引当金繰入額等々を足しますと2,435万1,000円でございます。これは、7ページに書いてございますが、2級が1人、これは主事、技師でございます。4級が1人、これは係長、主査、そして5級1人、課長補佐、副主幹となつてございまして、果たしてこの広域水道の供給事業に職員3名が必要かというのが私は疑問に思います。1人ということはないですが、一步下がつて2人。3人というのは、ちょっと余りにも最低のお金で最高の仕事をするというようなことも言つてございますので、1人削減したほうが、剰余金にもなりますし、そういうことを思います。

最後になりますが、17ページ、資本的収入及び支出の収入、企業債です。建設元金8,910万円、建設利息3,280万円、合わせまして企業債として1億2,190万円、これは下水道の平準化債と同じようなもので借りるのではないかと考えますが、キャッシュフローを見ますと、5ページ、資金期首残高が11億4,430万円、期末で11億5,000万円という内部留保資金がございます。こういうのを充てて、できるだけ借金はなくしたほうがよろしいのではないかとこの考えでございます。あとは、元金、利息の予算計上なされた算出根拠、これをお聞かせ願ひたいと思います。この3つでございます。

○議長（渡辺忠君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺和也君） それでは、私のほうから概括的なところをお答えさせていただいて、また細かい数字のところは担当課長をもつて説明をさせていただければと思つております。

まず最初に、人件費の問題でございますけれども、これは確かに議員おっしゃるように、これまで平成26年から本格的な用水供給事業がスタートし、ある意味私ども行政組合としても、これまでの施設の建設から今度は施設の管理のほうに大分業務の内容がシフトしてきたという中で、具体的に浄水場を含み、ほかのいわゆる管や、あるいはさまざまな流量計等の管理業務にどの程度の職員のいわゆるボリュームが必要であるのかというのを手探りで来たというのが面実態であつたらうというふうに思つております。27年、28年と本格供給が始まつて2年たちました。現実的に職員の数がこのまま本当に、いわゆる維持管理をしていくだけで3人置かなくてはならないかどうかというのは、議員ご指摘のとおり、やはり検討する時期に来ているだろうというふうに思つております。ですので、この点については次期の、いわゆる組合の中のさまざまな体制のありようも含めて、構成市町なり管理者とも十分

この点は協議をさせていただいて、議員のご意見なども尊重させていただきながら検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、企業債の部分につきましてでございますが、元金と利息の細かい計算のところにつきましては、後ほど担当課長から説明をさせます。これは、昨年12月に料金改定の際に議員の皆様方にお示したように、ここの17ページで出されております資本的収入及び支出の建設元金債、建設利息債は、いわゆる未稼働資産にかかわる借金の借りかえであります。ご案内のとおり現在、建設仮勘定に置いている資産が総額96億円余あると。こういう中で、29年度も建設利息債だけで3,200万円、また新たに借りかえのための利息を払わなくてはならないという状態にございまして、絶対にこれは改善していかなくてはならないだろうというふうに思っています。

したがって、現実的に29年度に、いわゆる内部留保資金を使いながらどの程度、過去に利息の高かった借金をあとどのくらいぐらい残高が残っていて、それをどれだけ早く返せるかというら辺の内部留保資金の使い方、あるいは使える範囲も含めて、この点は十分今年度の経営アドバイザーも含めて検討するに値するテーマだと思っていますので、この点につきましては議員のご指摘のとおり、そういった内部留保資金の活用も含めて考えていきたいというふうに考えております。

天日乾燥床の委託料並びに元金債等々の内容につきましては、担当課長より説明をいたさせます。

○議長（渡辺忠君） 菅原施設管理課長。

○施設管理課長（菅原優君） ご質問にお答えしたいと思います。

まず初めの委託料、総額9,853万円のうち、天日乾燥床の汚泥処分、一体幾らかかっている、幾らを計上しているのかと、そういったご質問でございました。9,853万円のうち、天日乾燥床の汚泥の処理業務、処理関係全てで5,278万円ほどを計上しているところでございます。こちらにつきましては、平成26年度からたんこう浄水場本格供給が開始されたところでございますが、当初の計画値と例えば原水濁度でございまして、それに伴いましてバックの注入率、そういったものが多くなってございまして、乾燥しづらい、そういった浄水汚泥が発生しているところであり、乾燥が進まないことから水を含んでおり、処分に対しまして量もふえ、予算もかかる、そういった状況でございまして、29年度の予算につきましては、28年度の様態等を勘案いたしまして、最悪の事態も想定しながら予算計上したところでございます。

続きまして、2点目でございますが、建設元金債、それから建設利息債、そちらの算出根拠ということでございます。まず、そちらにつきましては、たんこう浄水、たんこう用水供給事業、そちらの創設に係ります企業債、創設事業債がございまして、そちらの元金部分が1億7,400万円ほど、それから利息の部分が6,500万円ほどとなっております。

こちら全体に対しまして、こちらの用水供給事業では未稼働資産が約半分ほどございまして、51%ですか、そちらの部分で案分を行いまして、未稼働資産の部分につきまして、こ

ちらの建設元金債、利息債、そちらのほうの算出しているところでございます。総額に対しまして未稼働資産の割合を掛け、それぞれを建設元金債、利息債で借りようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 5番有住修議員。

○5番（有住修君） 大体はわかりましたが、まず1つ、先ほどの3人、3人で日々どういう業務をしているかと私想像できないのです。というのは、料金徴収は奥州市、金ケ崎の水道に請求すればよいと。あと庶務的なものは、月例の監査等々はあると思います。あとは、予算、決算というようなこともあります、それほど仕事量はないと思います。そして、庶務が1人なら、2人というのは工務的なもの。工務的なものとしても、施設回りしても3日に1回ではないかと思うのです。そうしますと、日々、毎日何をしているのかなというのが私疑問なのです。ですから、できるだけ1人でも削減したほうがよろしいのではないかと私は思います。

そして、2つ目の天日乾燥床汚泥処分業務でございますが、お聞きしますと5,278万円というすごく高額な金額ではないかと。というのは、この乾燥床ですが、本来なら汚泥を持ってきてやって、天日で乾かして、それを集めてどこかに処分するという単純なものなのです。それが年間5,278万円と、こういう高額な処理費がかかるというのは、まずはなぜかということを考えますと、最初の設計が悪くて設計ミスではないかと疑念を持つのです。それがそうかわかりませんが、それが当てはまりますと、やはり瑕疵責任、瑕疵担保となってくる部分もあります。ただ、そういうことは余り言いたくはございませんが、ただ早くこの無駄な5,278万円を是正するというのをできるだけ早くやっていただきたいと思います。そうしなければ、本当に料金値上げ云々なんて言っている問題ではないです。これを是正しなければ、料金が上がるか下がるかわかりませんが、できるだけこれを下げて、料金に余り反映させないようにお願い申し上げまして終わります。

○議長（渡辺忠君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺和也君） まず、後半のほうからお答えをさせていただきますが、確かにこの天日乾燥床が当初の設計段階で、ご指摘のとおり水道事業の管理指針という一つの指針がございまして、その中で天日乾燥床で通常こういう形で乾かせば、大体75%から65%ぐらいまで水分は下がるだろうという水道の管理指針というのがございます。これをもとに当時の設計業者は、こういうサイズでこれだけの数があれば大丈夫、乾くよと、順々に池は回っていきますよという理屈のもとに計算をしたというふうに言っているわけでありませうけれども、現実的には非常に水をつくるために注入する、いわゆるパック剤と呼ばれている泥の塊をつくるための凝集剤を設計業者が想定しているよりもかなり多く、3倍強入れてやらないと浄水の、各構成市町に水を配るきれいな水の基準まで追いつかないという実態だというふうなことであります。

ただ、これは私どももその設計業者や運転を管理していただいている業者さん方と我々と含めて何度か3者で会議をやって、どこに問題の根源があって、これを改善する方策をあなた方、全国いろんなところの知見をお持ちだろうから、ぜひ一刻も早く改善するやり方を提案してほしいということを申し入れし、現在ある意味半分けんか腰で業者方ともやりとりをしているという状況でございまして、これは議員がおっしゃるまでもなく、本当にある意味かからなくていいお金をかけているという実態がございまして、早急にこれは是正をすべく頑張っていきたいというふうに思っております。

それから、職員の数の問題でございまして、ご指摘のとおり業務として決して余裕を持っているとは思っておりませんが、ただもう一度、今のこれからの保守管理ということに限ってどの程度の人数が必要なのかというら辺をもう一度再検討し、議員のただいまのご指摘の意も体しながら、今後のいわゆる適切な職員の数についても重ねて検討していきたいというふうに思っております。

○議長（渡辺忠君） 質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

以上をもって今期定例会に付議した事件は全て議了いたしました。

これをもって平成29年第1回奥州金ヶ崎行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

午後2時38分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年2月10日

奥州金ヶ崎行政事務組合議会

議 長 渡 辺 忠

1 番 千 葉 敦

2 番 廣 野 富 男